

長浜市民間放課後児童クラブの屋外活動に
おけるプール事故検証報告書

令和6年1月

長浜市民間放課後児童クラブの屋外活動に
おけるプール事故検証委員会

目次

はじめに

第1 検証委員会について	1
1. 目的・根拠等	
2. 検証の方法	
第2 市の放課後児童クラブ等について	2
1. 市の概要	
2. 放課後児童クラブ数	
3. 市の組織及び放課後児童クラブ担当部署の概要	
4. 放課後児童クラブにおけるプール活動実態調査結果	
5. 市とK事業者の関係性	
第3 本件事故の概要等について	8
1. 本件事故の概要	
2. 本児の情報	
3. 事故当日の天候等	
4. 事故当日のプール活動の参加状況	
5. 事故当日の児童及びKクラブの動き	
6. Aプールの概要	
第4 市の事故対応について	22
1. 市の放課後児童クラブ担当部署の事故以前からの取組・対応	
2. 市の事故発生当日の動き	
3. 市の放課後児童クラブ担当部署の事故発生日以降の対応	
4. 市教育委員会の事故発生日以降の対応	
第5 Kクラブについて	29
1. Kクラブの概要	
2. 事故防止・対応マニュアル等の作成状況	
3. 応急手当研修の実施状況	
4. 国や県からの通知の運用	
5. プール活動の概要	
6. K事業者の事故発生日以降の動き	
第6 県の対応について	33
1. 事故以前からの取組・対応	
2. 事故発生当日の動き	
3. 事故発生日以降の対応	

第7 本事例の問題点・課題と再発防止に向けた提言・・・・・・・・・・ 41

1. 事故発生前におけるKクラブの運営体制・安全管理体制
2. 事故発生時におけるKクラブの監視体制・初動対応
3. 事故発生後の心のケアやご家族への配慮
4. 行政やプール事業者における対応

資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47

1. 長浜市民間放課後児童クラブの屋外活動におけるプール事故検証委員会委員等名簿
2. 長浜市民間放課後児童クラブの屋外活動におけるプール事故検証委員会開催経過
3. 長浜市民間放課後児童クラブの屋外活動におけるプール事故検証委員会設置要綱（令和5年8月22日長浜市告示第239号）
4. 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（平成28年3月31日府子本第191号外）
5. 長浜市放課後児童クラブ条例（平成18年2月13日条例第110号）
6. 滋賀県遊泳用プール条例（昭和51年3月30日滋賀県条例第14号）
7. 事故防止に係る通知等

はじめに

令和5年7月26日(水)、滋賀県長浜市内の放課後児童クラブのプール活動中に事故が発生し、お子様の尊い命が失われた。楽しいはずの屋外活動で幼い命が失われたことは、誠に遺憾であり、ご家族には心よりお悔やみを申し上げます。

このような事故を二度と起こしてはならないという意志から、委員一同は専門的知見をもとに、公正かつ中立な立場から本件事故の検証を行った。そして、事故をめぐる様々な背景を明らかにすることで、わが国や地域が検討し、改善に向けた行動が必要な事象が明確になった。この度、再発防止に向けた提言として取りまとめることができた。

本提言が多く地域で活用されることで、同様の事故が防止されることを願っている。ただし、子どもたちの活動が必要以上に制限されないよう、子どもたちの健やかな成長が図られる取組みを望む。

亡くなられたお子様は、本件事故をとおして、プール活動における安全性についての警鐘を鳴らしてくれた。人々が幸せに暮らす上では、安心と安全が担保されなければならない。私たち大人は、子どもたちが地域で健やかに育つためにも、安全対策に一層配慮する必要があると痛感した。亡くなられたお子様をとおして学べたことが、未来の子どもたちの健全な育成の糧になるだろう。

最後に、亡くなられたお子様のご冥福を心からお祈りするとともに、各方面において安全対策が推進されることを願って止まない。

令和6年1月

長浜市民間放課後児童クラブの屋外活動におけるプール事故検証委員会

委員長 一杉 正仁

第1 検証委員会について

1. 目的・根拠等

令和5年7月26日(水)、滋賀県長浜市内において民間放課後児童クラブのプール活動中に事故(以下「本件事故」という。)が発生した。本件事故の重大性を鑑みて、長浜市(以下「市」という。)は第三者により組織する長浜市民間放課後児童クラブの屋外活動におけるプール事故検証委員会(以下「本委員会」という。)を設置した。

本委員会は、国からの通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について(平成28年3月31日 府子本第191号 外)」に基づき、本件事故の事実関係の把握、発生原因の分析などを行い、必要な再発防止策を検討して、提言を行うものである。

なお、本件事故の検証は、特定の組織や個人の責任の追及、批判及び関係者の処罰を目的とするものではない。

2. 検証の方法

本件事故の検証にあたっては、全6回の委員会を開催し、以下の方法により調査・検討を行った。

- (1) 本件事故に遭った児童(以下「本児」という。)が通う市内の民間放課後児童クラブ(以下「Kクラブ」という。)を運営する事業者(以下「K事業者」という。)、市及び滋賀県(以下「県」という。)などから提出を受けた各種資料に基づく分析・検討
- (2) 本件事故のあったプール施設(以下「Aプール」という。)での現地調査
- (3) 関係者へのヒアリング
- (4) 教育・保育関連文献、各種資料による検討

なお、本委員会における議事内容については、個人情報及び法人情報に関する発言がなされる可能性があることから、プライバシー保護の観点から非公開とした。

第2 市の放課後児童クラブ等について

市における「放課後児童クラブ」は、児童福祉法第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業を市が公立小学校などの敷地内にて開設し運営する公設・公営の放課後児童クラブ（以下「公設児童クラブ」という。）と、当該事業を長浜市放課後児童クラブ条例（平成18年2月13日条例第110号）第2条第2項の規定により委託を受けた民間事業者が開設し運営する民設・民営の放課後児童クラブ（以下「民間児童クラブ」という。）がある。

また、放課後児童健全育成事業実施要綱（令和5年4月12日付、こども家庭庁成育局長発こ成環第5号）において補助対象外とされている、児童の数が10人未満の放課後児童クラブなどについても、市が独自に「小規模放課後児童クラブ（以下「小規模児童クラブ」という。）」と位置付けており、小規模児童クラブを開設し運営する事業者や団体に対して、長浜市小規模放課後児童クラブ補助金交付要綱（平成25年4月1日告示第83号）に基づき補助を行っている。

1. 市の概要

- (1) 人口 114,499人 ※令和5年4月末日現在
(年少人口14,209人、生産人口67,014人、老年人口33,276人)
- (2) 小学校数 25校
- (3) 児童数 5,982人 ※令和5年5月現在
(1年生875人、2年生925人、3年生969人、4年生1,035人、5年生963人、6年生1,041人、特別支援学級174人)

2. 放課後児童クラブ数 ※令和5年8月末日現在

- (1) 公設児童クラブ 16か所 (※)
- (2) 民間児童クラブ 15か所
- (3) 小規模児童クラブ 6か所 (うち、長期休業中のみの開所 4か所)

(※) 長浜市放課後児童クラブ条例にて18か所を実施場所として規定するが、長浜市放課後児童クラブ管理規則第4条第2項の規定により2か所が年間を通じて休所中である。

○長浜市小規模放課後児童クラブ補助金交付要綱（抄）

平成25年4月1日告示第83号

（趣旨）

第1条 この要綱は、放課後児童クラブを実施していない地域及び放課後児童クラブの定員に対して通所児童が多い地域の放課後における児童の健全育成を図るため、児童福祉施設、学校の施設、まちづくりセンター等を利用して、児童に対し適切な遊びと生活の場を提供する事業（以下「小規模放課後児童クラブ」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第2条 補助対象者は、小規模放課後児童クラブを実施する団体であって、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- （1） 長浜市放課後児童クラブ条例（平成18年長浜市条例第110号）第4条第1項に規定する児童が2人以上在籍していること。
- （2） 施設及び設備が確保され、その衛生及び安全が確保されていること。
- （3） 安全で円滑な活動ができるよう支援員が2人以上確保されていること。
- （4） 小規模放課後児童クラブ実施中の児童の事故等に備えた保険に加入していること。
- （5） 開所時間及び休所日は、長浜市放課後児童クラブ管理規則（平成18年長浜市規則第82号）第4条の規定に準じたものであること。
- （6） 小規模放課後児童クラブの実施場所は、長浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年長浜市条例第33号）第9条第2項に規定する面積基準を満たしていること。

2 前項第5号に規定する開所時間及び休所日は、市長が適当と認めた場合は、地域の実情に応じて変更することができるものとする。

○長浜市放課後児童クラブ管理規則（抄）

平成18年2月13日規則第82号

第4条 条例第3条の規則で定める児童クラブの開所時間及び休所日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当する児童クラブについては、年間を通じて休所するものとする。

- （1） 「子ども・子育て支援交付金の交付について」（平成28年7月20日府子本第474号内閣総理大臣通知）に規定する放課後児童健全育成事業の基準を満たさない児童クラブ
- （2） 市全体の状況等から、年間を通じて休所することが適当であると市長が認め

る児童クラブ

- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、市の試行的な制度その他特別な事情による児童クラブの開所時間は、別に定める。

3. 市の組織及び放課後児童クラブ担当部署の概要

市では、健康福祉部こども家庭支援課（以下「市こども家庭支援課」という。）において、放課後児童健全育成事業に関する事務を実施している。

なお、市こども家庭支援課の組織概要や業務内容については次のとおりである。

(1) 組織概要

市こども家庭支援課には、課長を含め249人が所属し、次のとおりの組織構成となっている。

なお、放課後児童クラブ運営室（放課後児童クラブ運営係）は187人で構成し、課長代理職の職員が室長（兼係長）を務めている。

室・係名等		職名(補職名)	人数	
		課長	1	
こども家庭支援係		課長代理	1	
		係長・主幹	2	
		主査・主事	3	
		会計年度任用職員	5	
地域子育て支援センター係	サンサンランド子育て支援センター	副参事	1	
		会計年度任用職員	15	
	あいあいらんど子育て支援センター	主査(再任用)	1	
		会計年度任用職員	11	
	こどもらんど子育て支援センター	副参事	1	
		会計年度任用職員	4	
	のびのびらんど子育て支援センター		会計年度任用職員	4
	放課後児童クラブ運営室 (放課後児童クラブ運営係)		課長代理	1
主査・主事			2	
会計年度任用職員			184	
家庭児童相談室 (家庭児童相談係)		参事	1	
		室長代理	1	
		係長・主幹	3	
		主査	1	
		会計年度任用職員	8	
計			250	

(※) 令和5年8月1日現在の数

(2) 業務内容

①こども家庭支援課における業務内容

こども家庭支援課における係・室ごとの分掌事務は次のとおり。

組 織	分掌事務
こども家庭支援係	(1) ひとり親及び寡婦福祉に関すること。 (2) 児童手当に関すること。 (3) 児童扶養手当に関すること。 (4) 地域の子育て支援に関すること。 (5) 児童の健全育成に関すること（児童館・児童文化センター）。 (6) ファミリーサポートセンターの運営に関すること。
地域子育て支援センター係	地域子育て支援センターの運営に関すること。
家庭児童相談室 (家庭児童相談係)	(1) 里親に関すること。 (2) 家庭児童相談に関すること。 (3) 要保護児童及びドメスティックバイオレンスに関すること。 (4) こども家庭センターに関すること。
放課後児童クラブ運営室 (放課後児童クラブ運営係)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に関すること。

※長浜市行政組織及び事務分掌規則（平成18年2月13日規則第5号）による。

②放課後児童クラブ運営室における業務内容

放課後児童クラブ運営室（放課後児童クラブ運営係）に所属する職員は、それぞれ次のとおり主な事務を担当する。

なお、放課後児童クラブと学校間の連絡調整や支援員への指導、放課後児童クラブの運営状況の把握を行うため、教職員経験者を「管理者」として配置している。

職名	主な担当事務 ※[]内は人数	
課長代理	室長（兼係長） [1人]	放課後児童クラブの総括に関すること。 予算、決算、調査に関すること。
主査・主事	[2人]	公設放課後児童クラブの通所申込、通所決定に関すること。 公設放課後児童クラブの設備・備品に関すること。 民間放課後児童クラブの支援に関すること。 小規模放課後児童クラブの運営補助に関すること。 国交付金、県補助金に関すること。

職名	主な担当事務 ※[]内は人数	
会計年度 任用職員	管理者 [6人]	管理者の統括に関すること。 (以下、本事務担当者を「統括管理者」という。) 民間放課後児童クラブの巡回指導に関すること。 (以下、本事務担当者を「民間児童クラブ担当管理者」という。) 公設放課後児童クラブの巡回指導に関すること。 (以下、本事務担当者を「公設児童クラブ担当管理者」という。)
	合理的配慮 指導員[1人]	要配慮児童に関すること。
	指導員 [1人]	公設放課後児童クラブの支援員に関すること。
	通 訳 [1人]	通訳に関すること。
	事務員 [1人]	庶務に関すること。
	支援員・補助 員 [174人]	公設放課後児童クラブの運営に関すること。

4. 放課後児童クラブにおけるプール活動実態調査結果

令和5年7月28日に、県が実施した「放課後児童クラブにおけるプール活動実態調査」(※1)の結果によると、市では10施設でプール活動を実施しているが、そのうち、事故防止・対応マニュアルにプール活動などに関する記載がある施設は1施設しかない。

また、プール活動を実施している放課後児童クラブで、応急手当の講習会等を受講している者がいない施設は4施設ある。

質問項目	滋賀県内	長浜市
プール活動を実施している施設数	70施設/332施設	10施設/31施設
うち、事故防止・対応マニュアルにプール活動などに関する記載がある施設数	28施設/70施設	1施設/10施設
うち、事故防止・対応マニュアルにプール活動などに関する記載がない施設数	33施設/70施設	9施設/10施設
うち、事故防止・対応マニュアルが策定されていない施設数	9施設/70施設	0施設/10施設

質問項目	滋賀県内	長浜市
プール活動を実施している施設のうち、応急手当の講習会等を受講している者がいない施設数	12 施設/70 施設	4 施設/10 施設
プール活動等の際の職員配置状況（職員 1 人あたりの平均児童数）	5.5 人	9.0 人
安全計画（※2）の策定済み施設	154 施設/332 施設	22 施設/31 施設
事故防止マニュアルを策定できていない施設	41 施設/332 施設	5 施設/31 施設

（※1）児童福祉法上の放課後児童健全育成事業として運営されている事業者を対象としている。

（※2）「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」において、放課後児童健全育成事業については、令和5年4月1日から安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業者・施設において策定することを義務付ける（令和5年4月1日から1年間は努力義務）こととしている。内容としては、「安全点検（施設・設備の安全点検、マニュアル（指針）の策定・共有）」「児童・保護者に対する安全教育等（児童への安全教育、保護者への周知・共有）」「訓練・研修等（消火訓練等）」などの項目がある。

5. 市とK事業者の関係性

市内で3か所の放課後児童クラブを開設・運営するK事業者は、平成27年4月1日に1か所目（Kクラブ）、平成29年に2か所目、そして平成31年に3か所目の放課後児童クラブの開設にあたり、児童福祉法第34条の8第2項の規定により、市長へ放課後児童健全育成事業の開始届を提出した。市はK事業者からの提出資料及び実施場所の確認を行い、事業実施について問題はないと判断し、同日付けで放課後児童健全育成事業の実施について委託契約を締結した。以降毎年、委託契約を締結している。

第3 本件事故の概要等について

1. 本件事故の概要

令和5年7月26日(水)13時過ぎ、Kクラブのプール活動中に、動かない状態で浮いている小学1年生の本児を他の児童が発見したため、支援員らが救急要請をした上で、心肺蘇生やAEDを使用した救命処置を行った。

しかしながら本児の意識は戻らず、ドクターヘリで病院へ搬送された後、死亡が確認された。

2. 本児の情報

- ・年齢 6歳の男児
- ・身長 120.6cm (※)身長、体重については、令和5年4月13日(木)
- ・体重 28.1kg に測定された数値。

3. 事故当日の天候等

- ・天候：晴、最高気温：35.8℃、最低気温：23.6℃(気象庁データより)
- ・プールの水温：9時00分時点28℃、13時00分時点29℃、17時00分時点29℃
- ・事故現場の外気温：13時00分時点34℃(Aプールの業務日誌より)

4. 事故当日のプール活動の参加状況

ア. 児童 46人(うち1人は、Aプールへ行ったがプール活動はしていない。)

小学1年生	13人(男5人、女8人)
小学2年生	14人(男10人、女4人)
小学3年生	5人(男2人、女3人)
小学4年生	7人(男4人、女3人)
小学5年生	4人(男4人、女0人)
小学6年生	3人(男0人、女3人)

イ. 支援員など 4人

A支援員	経験年数 8年、放課後児童支援員資格有(※)
B支援員	経験年数 11年、放課後児童支援員資格有
C支援員	経験年数 6年、放課後児童支援員資格有
Dアルバイト	大学生、放課後児童支援員資格無

(※) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日

号外厚生労働省令第 63 号) 第 10 条の規定に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。放課後児童支援員の資格は、都道府県等が実施する認定資格研修のカリキュラム (24 時間分) を受講することで取得できる。

5. 事故当日の児童及びKクラブの動き

時間	内容
8 時 24 分	<ul style="list-style-type: none"> ・本児は夏休み前に提出する通所予定表では通所予定日ではなかったが、本児がプール活動に参加したいと言ったため、Kクラブへ通所した。 ・本児を送迎した保護者が、出席一覧に通所時刻とともにプール参加を希望する旨を記入した。
10 時 00 分頃～	<ul style="list-style-type: none"> ・出席児童 47 人 (2つの小学校、1～6年生) ・朝の会で出席児童の体調を確認したが、本児に特に問題はなく、他の児童とおしゃべりやトランプなどをして遊んでいた。 ・プール活動に行く 4 人の支援員などは、プールでの監視時の配置 (プールサイド・プールの中) を決めた。 ・Kクラブのプール活動は、今年度 1 回目であった。
11 時 15 分頃～	<ul style="list-style-type: none"> ・午後からプール活動のため、児童はいつもより早めに昼食をとり、11 時 45 分頃に食べ終え、その後水着に着替えた。
12 時 20 分頃～	<ul style="list-style-type: none"> ・児童 46 人と支援員など 4 人は、K事業者所有のバス (1 台)、10 人乗り普通自動車 (2 台) に分乗し、Aプールへ出発した。 ・プール活動に参加しない児童 1 人は、他の支援員と一緒にKクラブの部屋に居残った。
12 時 50 分頃～	<ul style="list-style-type: none"> ・プール活動当日は、Kクラブの貸切利用であった。 ・Aプールの駐車場に到着後すぐに、児童 1 人が「裸足になるのが嫌なので、プールに入らない」と言い出した。 ・児童 (プールに入らないと言った児童も含む)、B及びC支援員、Dアルバイトはプールへ移動した。 ・A支援員は、Aプールの事務所にプール使用料を支払いに行ったが、職員が不在だったため、一旦プールへ向かった。

時間	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童や支援員などはプールサイドのテント下に荷物を置いた後、A支援員から注意事項（※）を聞き、準備体操を行った。 （※）「ふざけない」「プールサイドを走らない」「何かあったら声を出して先生を呼ぶ」「深いプールと浅いプールの間の柵をまたがない」「飛び込みをしない」「ロープに乗らない」「思い切り楽しく遊ぼう」 ・ 参加児童の泳力の確認はしなかった。 ・ 児童や支援員などがシャワーを浴びている間、A支援員はプール使用料を支払いに再度Aプールの事務所に行った。 ・ 支払い後、A支援員がプールへ戻って来た時、まだ児童はシャワーを浴びていた。 ・ B支援員は、泳げない児童や1・2年生は浅いプールに入るよう呼び掛けた。
13時00分頃～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童45人がシャワーを浴び、プールに入水した。 ・ A支援員はプールサイドで、B及びC支援員はプールに入り監視をしていた。 ・ プールに入らないと言った児童がプールサイドのテント下で見学することになったため、Dアルバイトはその児童に付きっ切りになった。 ・ 本児の入水の際の姿を、支援員などは見ていない。 ・ B支援員は、本児は浅いプールにいたと思っていた。 ・ 本児がプールで動かない状態で浮いているのを他の児童が発見し、周囲に伝えた。 ・ A支援員が本児をプールサイドに引き上げ状態を確認したところ、意識不明であったため、心肺蘇生をした。 ・ B支援員は、A支援員の指示により電話で救急要請をした（13時18分）後、AEDを事務所に取りに行った。 ・ B支援員はAEDの設置場所を把握しておらず、A支援員のみが把握していた。 ・ C支援員はプールから上がり、プールサイドにてA支援員の子心肺蘇生の補助をした。 ・ Dアルバイトは、他の児童が本児に近づかないようにしていた。その間、他の児童はプールに入水したままの状態であった。

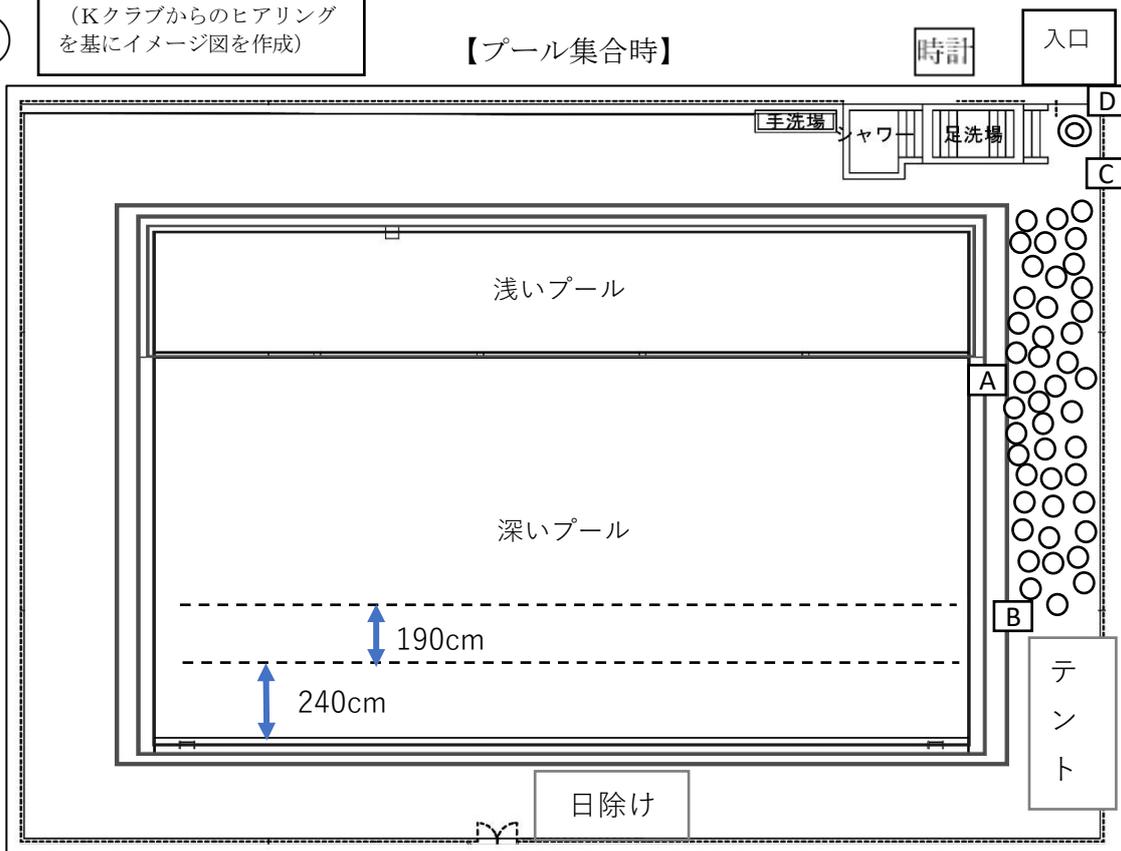
時間	内容
13 時 23 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 支援員が、A プールの職員と一緒に A E D を持ってプールに戻り、A E D の電源を入れた。 ・ 心電図解析を行ったところ、「電気ショックは不要です」と音声案内があった。無脈性電気活動の状態であった。 ・ 引き続き、A 支援員と A プールの職員が心肺蘇生を行った。
13 時 25 分頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 支援員は、K クラブに電話をし、本児の保護者の連絡先を確認した。
13 時 28 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救急隊と消防隊（ドクターヘリ支援隊）が A プールに到着し、本児の状態を観察した結果、心肺停止状態であった。 ・ 本児は、到着した救急隊に引き継がれ、救急資器材による人工呼吸及び胸骨圧迫心臓マッサージが行われた。
13 時 35 分頃～ 15 時 00 分頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ A 支援員は本児のご家族に電話をし、状況を報告した。 ・ A 支援員は、K 事業者が運営する別の放課後児童クラブのリーダーに応援要請の電話をした。 ・ ドクターヘリが到着（13 時 41 分）し、本児は医師の医療処置を受け、ドクターヘリで病院に搬送（13 時 50 分）された。 ・ 児童をプールから上がらせてテント下で待機させていた間に、児童が虫に刺されたため、全員を車に移動させた。 ・ 児童及び支援員などは車で待機中に警察から事情聴取を受けた。また、嘔吐した児童もいたため、5 分程度プールに入水しシャワーを浴びさせた。
15 時 00 分頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童及び支援員など全員で A プールを出発した。
15 時 20 分頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬送先の病院にて、本児の死亡が確認された。
15 時 30 分頃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童及び支援員などは、K クラブに到着した。 ・ A 支援員は本児が搬送された病院へ行き、その他の支援員などは K クラブの部屋で児童の保育を行った。
18 時 30 分頃～	<ul style="list-style-type: none"> ・ B 及び C 支援員と D アルバイトは、長浜警察署にて事情聴取を受けた。
20 時 00 分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記者会見にて、本件事故の概要について説明を行った。 ・ 記者会見終了後、K 事業者は K 事業者が運営する全放課後児童クラブに通所する児童の保護者へ臨時休所と保護者説明会の開催の連絡を行った。

場面ごとの状況図



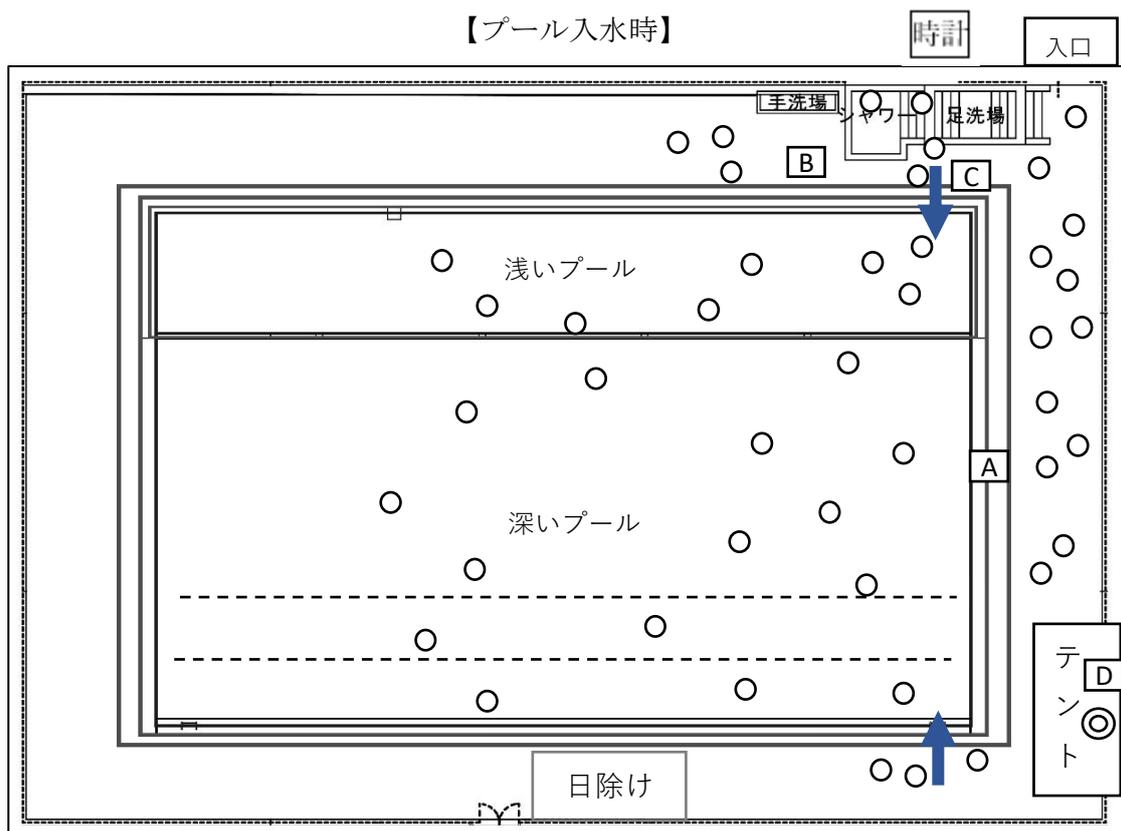
(Kクラブからのヒアリングを基にイメージ図を作成)

【プール集合時】



○ 児童（プール可）、◎ 児童（プール不可）、□ 支援員など、-----コースロープ

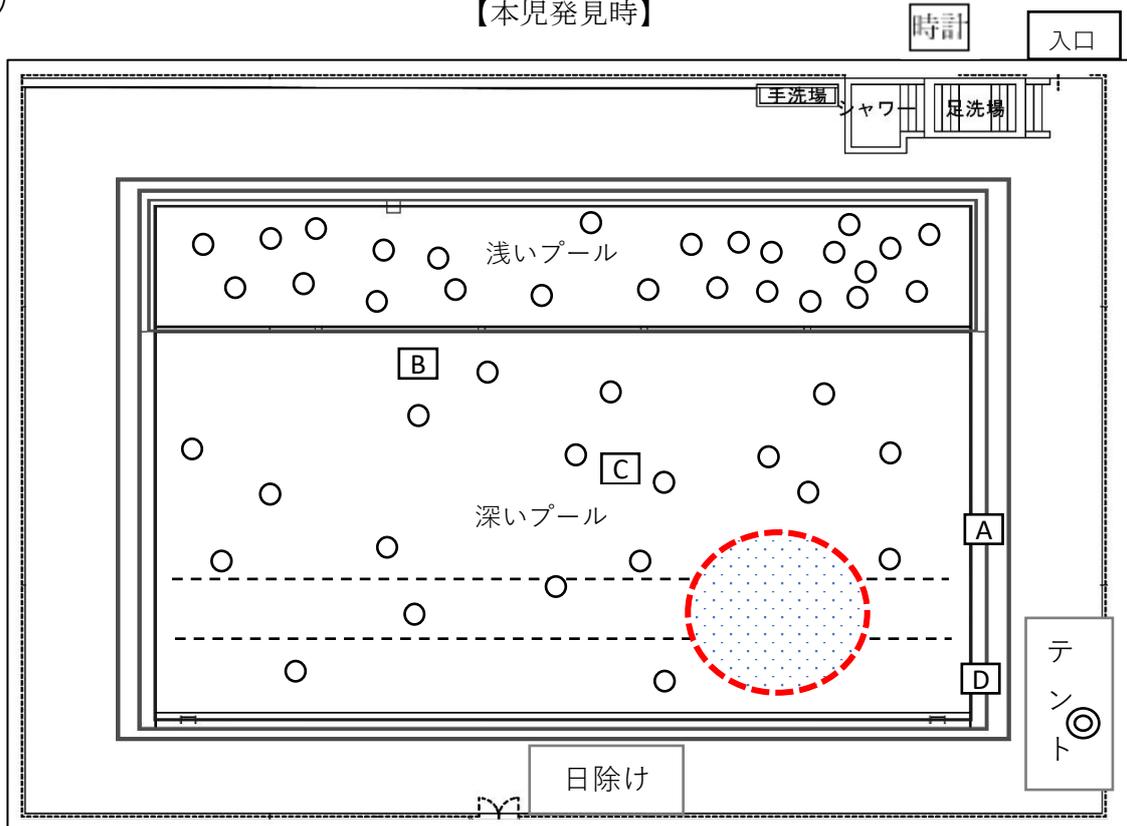
【プール入水時】



○ 児童（プール可）、◎ 児童（プール不可）、□ 支援員など、-----コースロープ、← 入水箇所

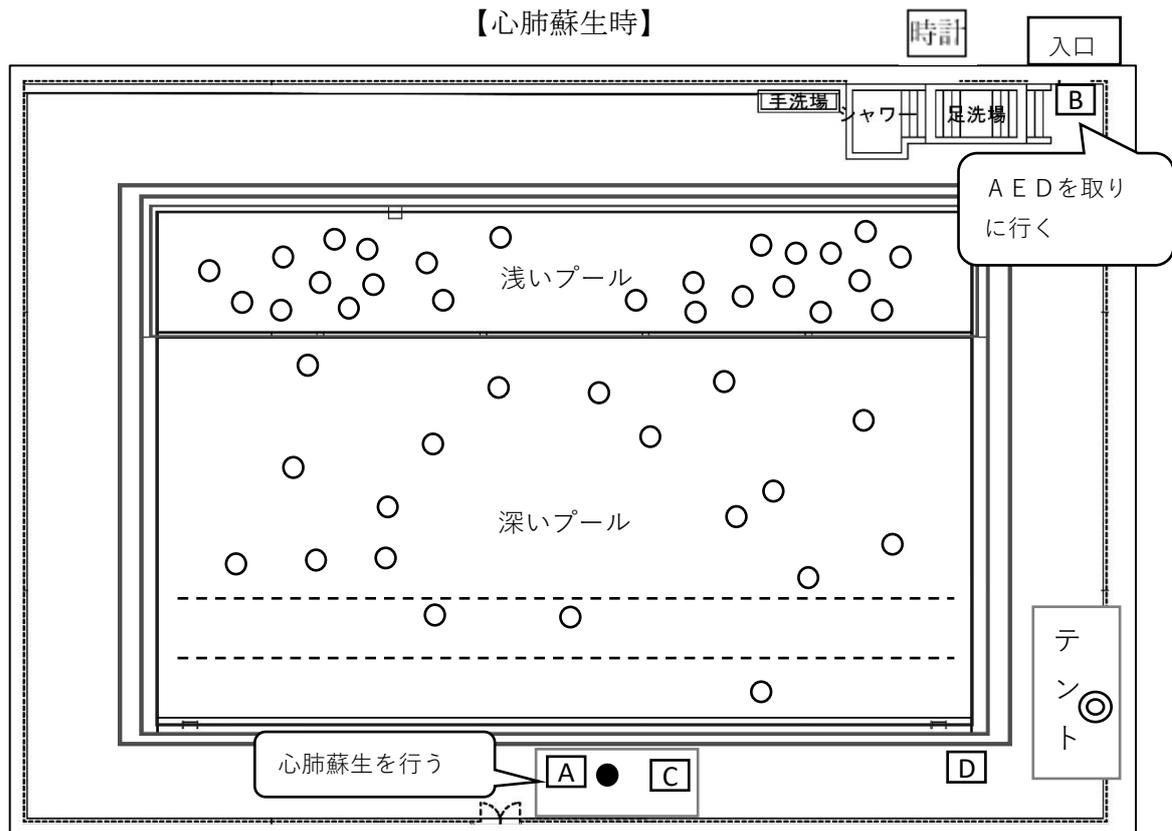


【本児発見時】



○ 児童（プール可）、◎ 児童（プール不可）、□ 支援員など、● 本児発見場所、-----コースロープ

【心肺蘇生時】



○ 児童（プール可）、◎ 児童（プール不可）、□ 支援員など、● 本児、-----コースロープ

6. Aプールの概要

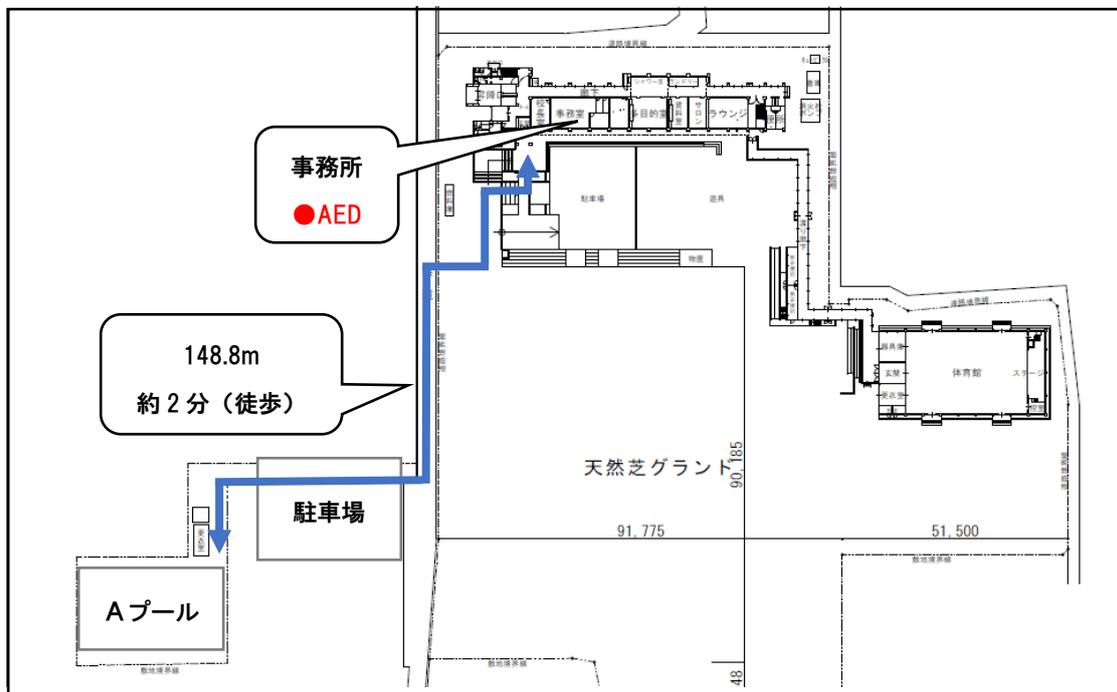
(1) 市とAプール事業者との関係性

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの10年間、市とAプール事業者との間で市有財産である旧小学校施設（土地及び校舎・運動場・プールの建物）に係る無償貸付契約を締結している。

(2) 構造等

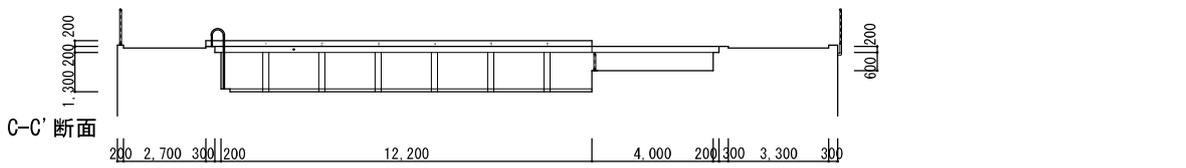
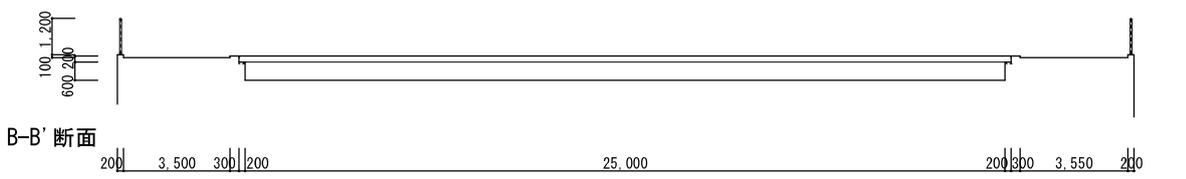
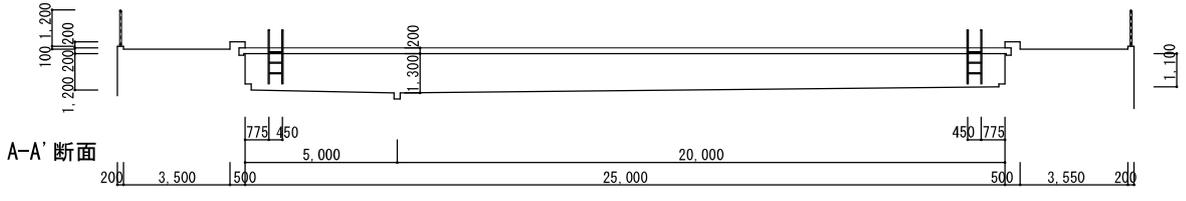
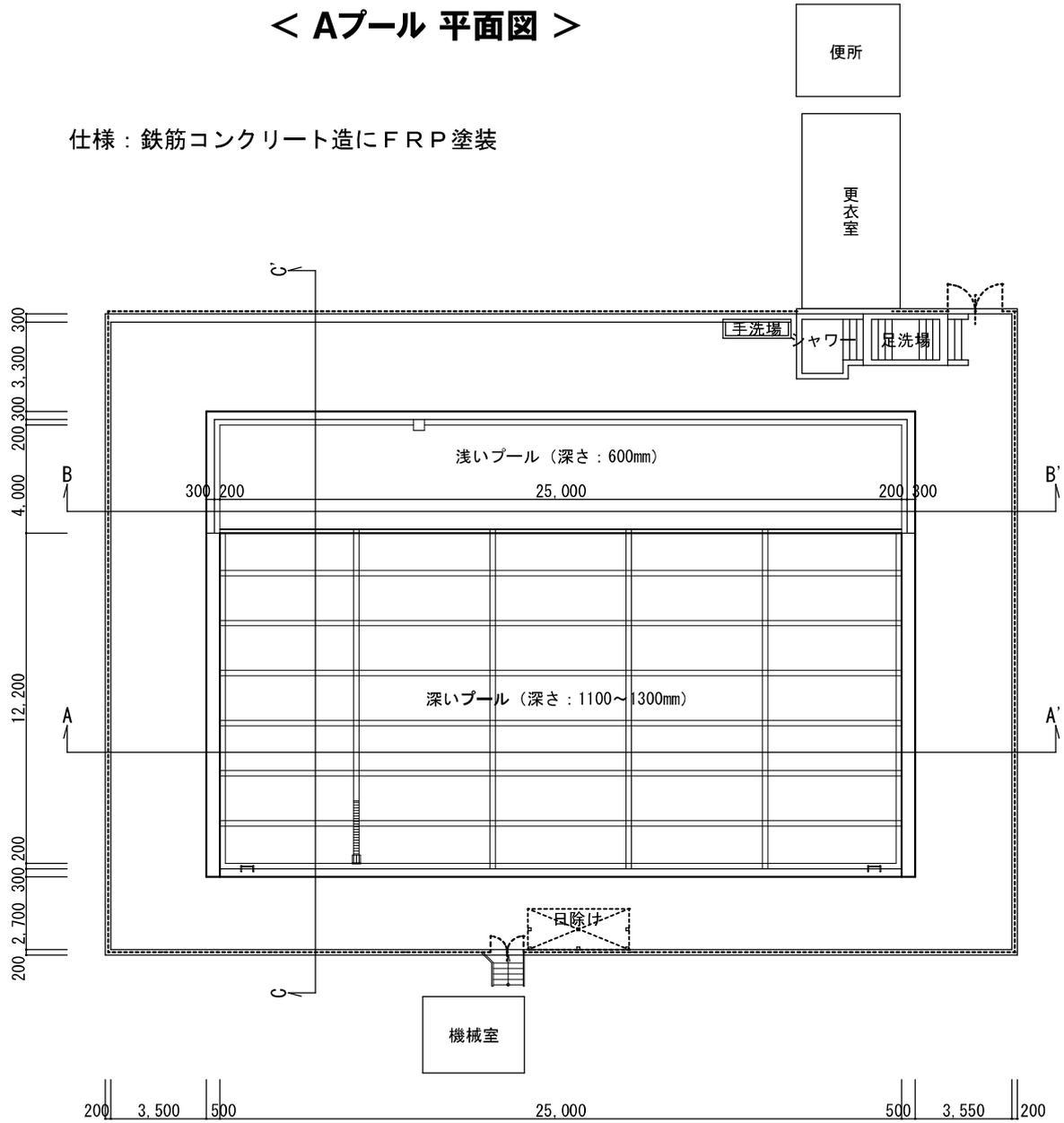
屋内・屋外	屋外
仕様	鉄筋コンクリート造にFRP塗装
敷地面積	1,280 m ²
面積	深いプール 305.0 m ² (25m×12.2m) 浅いプール 100.0 m ² (25m×4.0m)
水深	深いプール 1.1～1.3m 浅いプール 0.6m
その他設備	【有】 便所、更衣室、壁時計 【無】 AED (※)、監視カメラ、内線電話 (※) AEDの設置場所は事務所である。

<施設全体図>



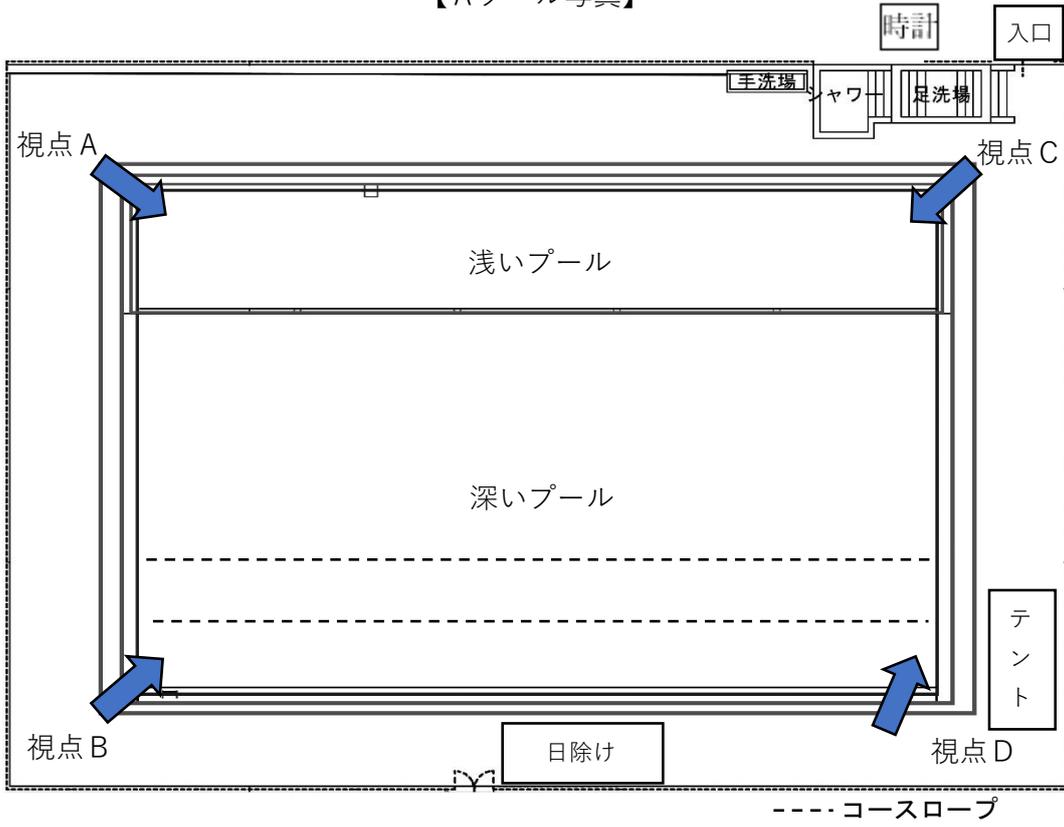
< Aプール 平面図 >

仕様：鉄筋コンクリート造にFRP塗装





【Aプール写真】



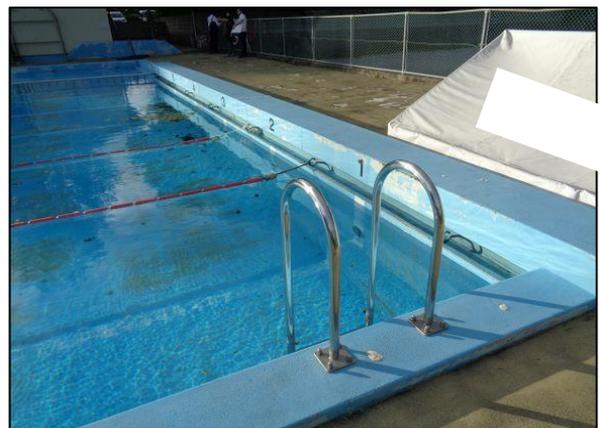
視点A



視点C



視点B



視点D



南側フェンス（深いプール側）



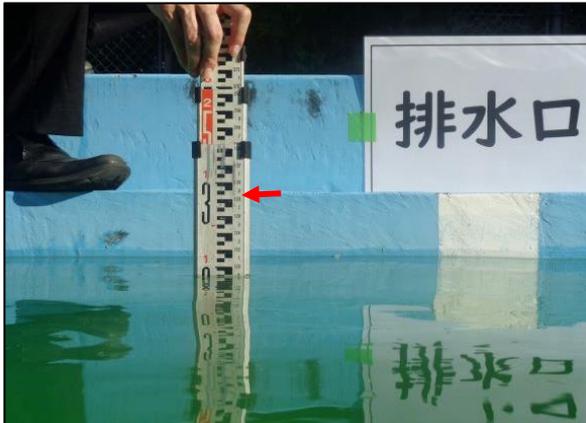
南側フェンス（深いプール側）



南側フェンス（深いプール側）



北側フェンス（浅いプール側）



排水口付近のプールの深さ 130cm



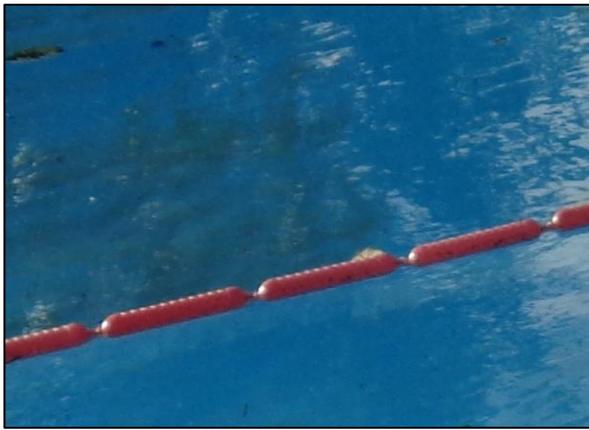
仕切柵の高さ 70cm



日除け



シャワー



コースロープ



監視台



更衣室壁の時計



手洗い場

(3) 監視員

<事故前>

- ・監視員の配置については、次のとおりである。
 - 一般開放の場合：Aプール事業者で配置しており、配置人数は原則2人。
(監視台1人、プールサイド1人)
 - 団体利用(貸切)の場合：プール利用団体が配置している。
- ・団体利用の場合の監視員については、Aプール事業者がプール利用団体に配置するよう口頭で依頼しているが、明文化されたものはない。
- ・監視員の配置について、滋賀県遊泳用プール条例(昭和51年3月30日滋賀県条例第14号)、プールの安全標準指針(平成19年3月文部科学省・国土交通省)には、それぞれ次のように規定されている。

滋賀県遊泳用プール条例(昭和51年3月30日滋賀県条例第14号) 抜粋
(維持管理基準)

第6条 遊泳用プール開設者は、遊泳用プールにおける保健衛生および安全を確保するため、開場期間中、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険防止および救助のため監視人を配置すること。
- (2) 貯水槽の水を規則で定める基準に適合させること。
- (3) 伝染性の疾病にかかっている疑いのある者、めいてい者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがある者を入場させないこと。
- (4) 入口、更衣所その他遊泳者の見やすい場所に遊泳用プール利用上の注意事項を表示すること。
- (5) その他規則で定める事項

プールの安全標準指針(平成19年3月文部科学省・国土交通省) 抜粋

第3章 事故を未然に防ぐ安全管理

3-2 管理体制の整備

●監視員

プール利用者が安全に利用できるよう、プール利用者の監視及び指導等を行うとともに、事故等の発生時における救助活動を行う。

選任にあたっては一定の泳力を有する等、監視員としての業務を遂行できる者とし、プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。なお、公的な機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当に関する講習会等を受講し、これらに関する資格を取得した者とするのが望ましい。

<事故後>

- ・事故発生日以後、プール運営を自主的に休止されていたが、長浜保健所へ改善報告書などを提出し、8月5日（土）から再開している。
- ・「プール使用許可申請書」「プール利用規約（団体）」「プール利用に関する誓約書」「プール団体利用に関するチェックリスト」「プール利用者名簿」を新たに作成した。
- ・団体利用（貸切）の場合、プール利用団体から「プール利用に関する誓約書」などの提出を求めた上で、事故前と同様、プール利用団体が監視員を配置している。

※団体利用（貸切）の場合、プール利用団体が監視員を配置することについて、県は認めている。

（４）事故当日からプール再開までの経過

月日	内容
7月27日（木）	長浜保健所によりAプール事業者に対し電話調査及び立入検査が実施され、指導書が交付された。
8月3日（木）	Aプール事業者が長浜保健所を訪問し、改善報告書を提出の上、改善内容の報告を行った。
8月4日（金）	長浜保健所がAプール事業者に対し、電話で改善報告書の受理を伝えるとともに、再発防止対策についてさらなる助言を行い、Aプールの運営再開を了承した。
8月5日（土）	プール再開（利用者：無）
8月6日（日）	プール再開（利用者：有）

第4 市の事故対応について

1. 市の放課後児童クラブ担当部署の事故以前からの取組・対応

(1) 放課後児童クラブの活動状況などの確認

- ・民間児童クラブに対し、委託業務内容の実施状況や会計執行の内容などについて年に1度程度、実地検査を実施している。

※令和3年度は実地検査を実施しているが、令和4年度は実施していない。

- ・年度末に提出される業務完了報告書により、各事業者の活動状況などを確認している。
- ・管理者が公設児童クラブや民間児童クラブを巡回し、随時、各放課後児童クラブの活動状況などの確認や相談対応を行っている。

<管理者の業務内容>

- 統括管理者が、管理者の役割分担、巡回指導の補助、その他とりまとめなどを行っている。
- 公設児童クラブ担当の管理者（4人）が、16か所の公設児童クラブを4か所ずつ分担し、巡回訪問している。
- 民間児童クラブ担当の管理者（1人）が、15か所の民間児童クラブや小規模児童クラブを適宜巡回訪問している。
- 放課後児童クラブ運営室と各放課後児童クラブとの間の文書のやり取りや、学校との連絡調整なども行っている。

(2) 運営補助、情報共有、緊急連絡先の把握など

- ・管理者によるミーティングを適宜開催し、情報共有を行っている。
- ・民間児童クラブへの連絡事項の伝達や情報発信は、各運営事業者へ電子メールで随時行っている。
- ・民間児童クラブ運営事業者が設置する「長浜市民間放課後児童クラブ連絡協議会」にオブザーバーとして参加し、連絡や情報共有を行っている。
- ・年に2回（6月と12月）、「民間放課後児童クラブ代表者会議」を開催し、各民間児童クラブ運営事業者と連絡や意見交換を行っている。令和5年度は6月に開催予定であったが、スケジュールが合わなかったため、書面による会議とした。
- ・民間児童クラブの緊急連絡先などの情報は、各運営事業者からの申し出により随時更新している。

2. 市の事故発生当日の動き

時間	内容及び対応	
13 時 30 分頃	湖北地域消防本部から市防災危機管理局へ 【第1報入手】	<ul style="list-style-type: none"> 「Aプールで6歳の児童が溺れ、心肺停止、救急車が向かっている。名前など詳細は不明」との第1報があった。 市防災危機管理局は市教育委員会へ上記の情報を伝達した。
	市教育委員会（教育指導課・教育総務課）	<ul style="list-style-type: none"> 市教育指導課は近隣小学校の教頭に現場へ向かうよう指示した。 市教育総務課はAプールの施設所管課として現場へ向かった。
	市教育委員会（教育総務課）から市こども家庭支援課へ	<ul style="list-style-type: none"> 市防災危機管理局から入手した情報を伝え、何か情報は入っているか確認を行ったが、市こども家庭支援課は情報を把握していなかった。
14 時 00 分頃	近隣小学校教頭から市教育委員会（教育指導課）へ	<ul style="list-style-type: none"> 本児の氏名及び通学している学校名を報告するとともに、ドクターヘリで搬送予定であるとの情報を伝えた。
	県教育委員会保健体育課（以下「県保健体育課」という。）から市教育委員会（すこやか教育推進課）へ	<ul style="list-style-type: none"> 事故に関する確認があった。
14 時 24 分	長浜消防署から市教育委員会（教育指導課）へ【第2報】	<ul style="list-style-type: none"> Aプールを利用しているのはKクラブであるとの情報が入った。
	市教育委員会（教育指導課）からK事業者へ	<ul style="list-style-type: none"> K事業者の事務所に連絡し、本児の氏名、住所、保護者名から、Kクラブの利用者であることを確認した。 長浜消防署から入手した情報の事実確認を行ったが、情報は把握していないとの返答であった。
14 時 26 分	長浜消防署から市教育委員会（教育指導課）へ	<ul style="list-style-type: none"> 13時頃からAプールをKクラブが利用していること、本児がプールで動かない状態で浮いているのを他の児童が発見したこと、本児は心肺停

時間	内容及び対応	
	【第2報詳細】	止状態であり、ドクターヘリで病院へ搬送されたことの報告があった。
14時30分	市内部共有	・市長へ報告を行った。（第1報）
	市教育委員会（すこやか教育推進課）から県保健体育課へ	・県へ事故概要の報告を行った。
14時33分	市教育委員会（教育指導課）から本児が通学している小学校へ	・市教育委員会で把握した情報を伝達し、搬送先の病院へ向かうよう学校長に指示した。 ・学校長と学級担任が病院へ向かった。
14時37分	市教育委員会（教育指導課）から市こども家庭支援課へ	・長浜消防署からの第2報詳細の内容を伝達した。
14時50分	市こども家庭支援課からKクラブへ	・事実確認のため、Kクラブの連絡先として把握しているA支援員の携帯電話へ連絡したが、呼び出し音は鳴るものの、不通であった。
14時55分	市こども家庭支援課からK事業者へ	・事実確認のためK事業者へ電話連絡したところ託児事業担当者が応対されたが、放課後児童クラブ事業担当者が不在であるため詳細不明との返答であった。
15時00分頃	市教育委員会（教育総務課）から市こども家庭支援課へ	・市教育総務課から電話連絡があり、第2報で得た情報を再度確認した。 ・現地では、Aプールは立ち入り禁止措置が取られているとのことであった。
15時20分	市こども家庭支援課からKクラブへ	・再度、Kクラブの連絡先（A支援員の携帯電話）へ連絡したが、不通であった。
15時31分	市こども家庭支援課から県子ども・青少年局へ	・K事業者への確認は取れていないが、速報として連絡した旨を伝え、これまでに把握した情報を口頭にて報告した。県子ども・青少年局から「県保健体育課から情報を得ている」との返答を得た。 ・詳細が確認でき次第、所定の書式で報告する旨を伝えた。

時間	内容及び対応	
15時45分	市内部共有	・市長へ報告を行った。（第2報）
16時00分	市こども家庭支援課からK事業者へ	<ul style="list-style-type: none"> ・K事業者代表者の携帯電話へ連絡を行った。 ・本児が搬送された病院にいたK事業者代表者から、本児の死亡が確認されたとの情報を得た。 ・死因や経過等詳細は不明であるとのことであった。
16時02分	市教育委員会（すこやか教育推進課）から県保健体育課へ	・死亡確認の旨の連絡をした。
16時56分	市教育委員会（教育指導課）から各小中学校及び義務教育学校へ	・プールの管理・運営（施設等の確認）及び外部団体などへの貸し出しの有無を確認した。
17時00分	市こども家庭支援課からK事業者へ	・職員が病院に行き、K事業者代表者及びA支援員と面談して、事実確認を行った。
	記者会見準備	<ul style="list-style-type: none"> ・記者会見の内部協議を行った。 ・報道機関へ資料提供し、記者会見の準備を行った。
20時00分	記者会見	・市及びAプール事業者は、記者会見に同席した。
22時05分	市こども家庭支援課から県子ども・青少年局へ	・所定の書式で県子ども・青少年局へ事故報告（第1報）を行った。
23時59分	市こども家庭支援課から市内放課後児童クラブへ	・市内のすべての放課後児童クラブへ、事故防止対策の徹底に関する通知を電子メールで発出した。

3. 市の放課後児童クラブ担当部署の事故発生日以降の対応

(1) 実地検査の実施

① 改善状況の確認検査

K事業者から提出された改善報告書に基づく改善状況の確認を目的として、7月31日(月)及び8月2日(水)から4日(金)にかけて、児童福祉法に基づく実地検査を実施した。K事業者が運営する3か所の放課後児童クラブに赴き、安全対策に関する改善状況などについて支援員らからの聞き取りや現地確認を行った結果、適切に改善されていることを確認した。

② 会計、設備及び運営状況の確認検査

8月23日(水)から10月2日(月)までの期間において、民間児童クラブ及び小規模児童クラブの運営事業者を対象として、会計、設備及び運営面に関する実地検査を実施した。

その結果、消火訓練の未実施や運営規程の不備などが確認された事業者に対し、文書及び口頭により指導を行った。

(2) 市長コメントの発表など

8月1日(火)に市長コメントを発表し、本児のご冥福を祈り、ご家族への追悼の意を表すとともに、事故の再発防止への取組などについて市ホームページに掲載した。

また、8月29日(火)には、市長がご家族宅へ弔意訪問し、検証委員会の設置の報告や再発防止への取組について説明をした。

(3) 民間児童クラブにおける屋外活動の実施状況の把握

実地検査において民間児童クラブでの屋外活動の実施状況を把握した。今後は、計画段階で市へ報告するよう求めるとともに、その実施状況について、管理者による巡回時の聞き取りで把握していくこととした。

(4) 再発防止研修の実施

すべての放課後児童クラブを対象に危機管理意識の向上及び屋外活動の安全知識やスキルの取得のため、8月20日(日)に外部講師による研修会を実施した。

【第1部】講演「学童施設の事故予防」

【第2部】講義・実技指導「プール監視員の役割や注意点」

また、すべての支援員が受講できるよう、上記研修の未受講者を対象に研修の録画映像を用いた研修会を実施するとともに、WEBでの配信も行った。

(5) 検証委員会の設置

事実関係の把握、発生原因の分析などを行い、必要な再発防止策を検討するため、検証委員会を設置した。

(6) マニュアルなどの策定と見直しに関する助言・指導

実地検査により民間児童クラブに対し事故防止・対応マニュアルや安全計画の作成状況の確認を行い、必要に応じた見直しを助言・指導した。

また、マニュアルなどが未策定の事業者については、策定を勧奨するとともに、策定に向けた支援を行っている。

(7) プール活動の安全に関するマニュアルの提出指示

プール活動を実施する放課後児童クラブは、プール活動を再開するまでに、国からの通知などを参考にしてプール活動の安全に関するマニュアルを作成し、市へ提出するよう指導することとした。

(8) 放課後児童クラブ運営室の体制などの見直し

管理者間での情報や認識の共有を密にするため、随時開催としていた管理者によるミーティングを毎月開催することとした。

なお、民間児童クラブの活動状況のより確実な把握と、相談対応の充実を図るため、巡回体制の見直しを検討している。

4. 市教育委員会の事故発生日以降の対応

(1) 児童や保護者の心のケア

事故の影響により心のケアを必要とする児童や保護者に対し、スクールカウンセラー（※1）を派遣するため、県教育委員会と協議を行った。

その後、本児と同じクラスの児童とKクラブへ通所している児童に対し、学級担任から電話で様子の確認を行うとともに、保護者にカウンセリングについての説明を行い、希望する児童及び保護者に対して派遣することで、心のケアに努めている。

また、8月21日（月）に2学期からの児童や保護者などへの対応について、県のスクールソーシャルワーカー（※2）を講師に招き、本児が通学していた小学校の教職員を対象に研修会を開催した。

(2) その他の対応

7月27日（木）にPTA会長と学校が協議の上、本児が通学していた小学校の保護者に対して事故の状況をメールで周知するとともに、児童が不安などを感じたら学校へ連絡するよう促した。

その後8月24日（木）に臨時の学校運営協議会（※3）を開催し、2学期以降の学校運営についてご意見をいただいた。

また、8月29日（火）には本児が通学していた小学校の始業式で黙とうを行い、学校長が命の大切さや不安を感じた場合の対応策などについて児童に説明した。

- (※1) 全国の小・中・高等学校に配置される心理カウンセラー。臨床心理士、精神科医、心理学系の大学常勤教員など高度に専門的な知識・経験を有する者に限る。主に心理面でのサポートを行う。具体的には、児童・生徒の心理・行動面のアセスメント、児童・生徒への助言や相談、保護者や教職員に対する相談、校内会議への参加や、研修、ストレスの予防や緊急時の児童生徒の心のケアなどを担う。
- (※2) 福祉の専門性を持ち、学校などにおいてソーシャルワークを行う専門職のこと。具体的には、不登校やいじめ、暴力行為や児童虐待、友人関係や非行・不良行為、教職員などとの関係や心身の健康に関する問題など、幅広い問題についての支援を行う。児童・生徒のニーズを把握して支援を展開するとともに、保護者への支援や学校への働きかけ、自治体に対して体制整備についての働きかけなどを行う。
- (※3) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校と地域が一体となった学校づくりを進め、また、学校運営及び運営への必要な支援などを協議するため、小学校・中学校・義務教育学校に設置される機関。委員は、保護者や地域の方、学校の運営に資する活動を行う方などから教育委員会が任命する。

第5 Kクラブについて

1. Kクラブの概要

K事業者は、平成27年に1か所目、平成29年に2か所目、そして平成31年に3か所目の放課後児童クラブを順次、開設している。

K事業者が運営する3か所の放課後児童クラブ（以下「K事業者の各児童クラブ」という。）のうち、Kクラブは1か所目に開設された放課後児童クラブであり、その職員数や通所児童数は次のとおりである。

（数値は、令和5年度「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」による。）

① 職員（支援員及び補助員）数 （単位：人）

区分	支援員			補助員		
	常勤	常勤以外	計	常勤	常勤以外	計
公設児童クラブ [16クラブの計]	52	30	82	13	80	93
民間児童クラブ [15クラブの計]	34	27	61	2	55	57
うちK事業者	8	5	13	0	31	31
うちKクラブ	5	1	6	0	12	12

（※）令和5年5月1日現在の数。なお、公設児童クラブにおける「常勤以外」の職員数は、派遣職員の数を含む。

② 通所児童数 （単位：人）

区分	児童						
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
公設児童クラブ [16クラブの計]	347	314	308	236	144	81	1,430
民間児童クラブ [15クラブの計]	184	168	146	116	79	41	734
うちK事業者	39	34	25	29	17	9	153
うちKクラブ	15	18	11	11	7	5	67

（※）令和5年5月1日現在の数。

2. 事故防止・対応マニュアル等の作成状況

- ・以前から、事故防止・対応や安全点検、衛生管理、虐待防止などに関するマニュアルは作成していたが、プール活動の安全に関するマニュアルは作成していなかった。
- ・上記のマニュアルは職員間で共有できていなかったため、放課後児童クラブ再開後は、K事業者の各児童クラブの入り口付近に設置し共有している。

3. 応急手当研修の実施状況

- ・応急手当研修として応急手当や胸骨圧迫の仕方、AEDの使用、危険予知訓練などを、K事業者の各児童クラブにおいて独自に実施しており、直近では令和3年度に実施していた。なお、以降は事故発生時まで実施していなかった。
- ・令和3年度の研修では応急手当普及員（※）として資格認定されているA支援員が講師を務め、B及びC支援員も受講していた。

（※）主として事業所又は防災組織などにおいて、当該事業所の従業員又は防災組織などの構成員に対して行う普通救命講習の指導に従事する。普通救命講習では、心肺蘇生法、AEDの使用、異物除去法及び大出血時の止血法などの講習を受け、適任と認められたものに対し、消防庁が認定する。資格の有効期限は3年。（応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日消防救第41号 都道府県知事あて 消防庁次長））

4. 国や県からの通知の運用

- ・国や県から発出された通知は、市を通じてすべての放課後児童クラブへ周知されており、K事業者ではA支援員が確認し、必要に応じてK事業者の各児童クラブ内で共有していた。

5. プール活動の概要

（1）プール活動の実施状況

- ・K事業者の各児童クラブで、開設当初から例年水遊びを目的としたプール活動を実施しており、夏季休業期間中に5回程度実施していた。
- ・プール活動の注意事項は、夏季休業前に配布する「Kクラブ夏休み通所予定」に記載しており、例年日程・場所は活動日の約1週間前に放課後児童クラブ入口のホワイトボードで児童や保護者に知らせていた。
- ・浮き輪の持参については児童や保護者に知らせておらず、問い合わせがあれば持参可と答えていた。
- ・参加児童の泳力の確認はしていなかった。児童や保護者から泳ぎが苦手と相談があった場合は、浅いプールに入るよう勧めていた。

- ・令和元年度から団体貸切り利用ができるAプールを主に利用しており、Aプールは他の民間児童クラブも利用していた。
 - ・事故以前のプール活動において、ヒヤリ・ハットのケースはなかったとのことであった。
 - ・例年、身長を超える水深のプールに児童を入水させていたこともあった。
 - ・バディやグループは組ませていなかった。
 - ・以前は、プール活動以外に川での屋外活動も実施しており、プール活動に限らず4人以上の支援員などが同行することになっていた。
 - ・プール活動は、直近では令和3年度と令和4年度も実施していた。
- (2) プール活動の実施計画について
- ・プール活動は、K事業者の各児童クラブの恒例行事になっており、夏季休業前にK事業者の各児童クラブのリーダーが日程や場所の計画をし、A支援員がすべてのプール活動を把握していた。
 - ・今年度は市内2か所のプール施設での活動を計画していたが、毎年利用しているからという理由でプールの事前の現地確認を行っていなかった。
 - ・役割分担などを記載したプール活動の実施計画書は作成していなかった。
 - ・例年同様、プール活動は1時間ごとに15分間の休憩を予定していた。
 - ・プール活動の打ち合わせは、夏季休業前のミーティング時に行っていたが、要配慮児童はしっかり見ていくという情報共有を行った程度であった。
 - ・監視員の役割分担については、当日になってから決めていた。

6. K事業者の事故発生日以降の動き

月日	内容
7月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者説明会を開催した。 ・屋外活動は無期限で自粛とした。 ・K事業者の各児童クラブを、7月27日(木)から7月31日(月)まで臨時休所とした。
7月30日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・事故防止・対応マニュアルの整備を行うとともに、K事業者の各児童クラブの安全点検及び安全整備を行い、再開後の勤務体制を見直した。 ・民間の専門機関による児童の心のケアに関する研修及び希望する支援員などのカウンセリングを実施した。
7月31日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・前日に引き続き、事故防止・対応マニュアルの整備を行うとともに、K事業者の各児童クラブの安全点検及び安全整備を行い、再開後の勤務体制を見直した。

月日	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・前日に引き続き、民間の専門機関による児童の心のケアに関する研修及び希望する支援員などのカウンセリングを実施した。(10月16日(月)時点で、カウンセリングを希望する児童や保護者、K事業者の支援員などはいなかった。) ・臨時休所期間中に児童の預け先がない保護者に、代替預かりについて連絡を行った。 ・業務手順書の見直しと改定を行った。 ・K事業者の各児童クラブの改善報告書を作成し、市へ事故防止・対応マニュアルとともに提出した。 ・児童福祉法に基づく市の実地検査(※)を受検し、再開許可を受けた。
8月1日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所の代替場所で、8月1日(火)から8月3日(木)まで臨時開所した。
8月2日(水)～ 8月4日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・K事業者の各児童クラブを順次再開した。(Kクラブの再開は8月4日(金))
8月20日(日)	<ul style="list-style-type: none"> ・市主催の放課後児童クラブ事故再発防止研修を受講した。当日参加できなかった支援員はWEB動画による研修を受講した。
9月28日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に基づく市の実地検査を受検した。

(※) 児童福祉法第34条の8の3 市町村長は、前条第一項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第6 県の対応について

1. 事故以前からの取組・対応

(1) 支援員などを対象とした各種研修の実施

- ・放課後児童支援員認定資格研修
 - 「放課後児童クラブにおける安全・安心への対応」として2科目実施
- ・放課後児童支援員等資質向上研修
 - 「安全指導・安全管理」として経験年数5年未満の方を対象に実施
- ・放課後児童クラブ施設長研修
 - 令和4年度から実施 定員100～200名
- ・事故防止研修
 - 令和4年度から実施 定員100名（オンライン）

(2) 巡回支援事業

令和3年度から実施しており、巡回支援アドバイザーが県内の放課後児童クラブを年約160か所訪問し、「安全・衛生面」や「危機管理」などについて助言を行っている。

参考：Kクラブへは令和4年2月に訪問しており、長期休業中に児童が増えて密になることや、災害時の避難経路の確保などについて言及した。

(3) 各種通知の発出

国からの通知などを、市町を通じて各放課後児童クラブへ周知している。

- 「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」（令和5年6月7日付けこども家庭庁、文部科学省及び消費者庁連名事務連絡）は、都道府県こども園担当部局などに対して発出されたが、放課後児童クラブ担当部局は対象とされていなかったため、県独自の判断として、必要に応じて放課後児童クラブ担当部局へも共有するよう依頼した。

2. 事故発生当日の動き

時間	内容及び対応	
14時00分頃	県教育委員会幼 小中教育課	・県警から事故に関する情報が入った。 ・県保健体育課へ報告した。
	県保健体育課	・市すこやか教育推進課へ確認した。
14時30分頃	県保健体育課	・市すこやか教育推進課から事故概要の報告を受けた。

時間	内容及び対応	
15時20分	県子ども・青少年局	・県保健体育課から連絡があった。
15時31分	県子ども・青少年局	・市こども家庭支援課から、K事業者への確認は取れていないが、速報として連絡した旨の報告があった。
16時02分	県保健体育課	・市すこやか教育推進課から、本児の死亡が確認された旨の報告があった。
16時15分	県内部共有	・知事、副知事、健康医療福祉部長及び次長へ報告した。(速報)
17時34分	県子ども・青少年局	・国へ事故報告(第1報)を行った。
20時20分頃	県子ども・青少年局	・全市町に対して「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止対策の徹底について(事務連絡)」を発出し、事案共有及び対策の徹底を依頼した。
22時15分	県子ども・青少年局	・国へ事故報告の続報(第2報)を行った。

3. 事故発生日以降の対応

月日	内容及び対応	
7月27日(木)	県子ども・青少年局	・知事などへ報告した。(第2報)
	県保健体育課	・各市町教育委員会及び各県立学校あてに注意喚起にかかる通知を発出した。
	各保健所(県生活衛生課)	・県内プール施設における条例などに定める管理基準の遵守の徹底について、県内プール設置者に指導した。
	長浜保健所	・Aプール事業者へ立入検査を実施した。
7月28日(金)	県子ども・青少年局	・7月27日付こども家庭庁事務連絡「放課後児童クラブにおける安全管理の徹底について」を市町へ発出した。
	県子ども・青少年局	・「放課後児童クラブにおけるプール活動等実態調査」を実施した。(国調査に県独自項目を追加した。)

月日	内容及び対応	
7月31日(月)	県子ども・青少年局	・上記調査について、報道機関へ資料提供した。
8月3日(木)	県子ども・青少年局	・市町子ども政策推進会議において、事故防止について情報共有した。
8月7日(月)	各保健所(県生活衛生課)	・県内プール設置者を対象に実態調査を実施した。
8月10日(木)	県子ども・青少年局	・「プール活動等実態調査」の結果及び県の取組方針について、報道機関へ資料提供し、記者会見を行った。
8月18日(金)	県子ども・青少年局	・「放課後児童クラブにおける安全管理の徹底について(依頼)」を発出し、事故防止・対応マニュアルや安全計画の策定について、県の取組方針を示し、各事業者への働きかけを市町に対して依頼した。
9月6日(水)	県子ども・青少年局	・巡回支援事業における安全管理の確認の徹底について、巡回支援アドバイザーに依頼した。
9月21日(木)	県子ども・青少年局	・事故防止をテーマに放課後児童クラブ施設長研修を実施した。
9月26日(火)	県子ども・青少年局	・各放課後児童クラブにおいて事故防止・対応マニュアルを策定又は見直しをする際の参考資料として、チェックシート(P.36～40参照)を作成した。
10月11日(水)	県子ども・青少年局	・事故防止・対応マニュアルの策定及び見直し状況などについてフォローアップ調査を行った。
10月19日(木)	県子ども・青少年局	・安定運営に向けた支援の充実や放課後児童健全育成事業に対する立入調査の基準の明確化等について、知事から国へ要望した。
11月2日(木)	県生活衛生課	・県内プール設置者に対する実態調査の結果をとりまとめた。

事故防止・対応マニュアル チェックシート

【根拠】

放課後児童クラブ運営指針第6章 2. 衛生管理及び安全対策

(1) 衛生管理

「施設設備やおやつ等の衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する。」

「感染症や食中毒等の発生時の対応については、市町村や保健所との連携のもと、あらかじめ放課後児童クラブとしての対応方針を定めておくとともに、保護者と共有しておく。」

(2) 事故やケガの防止と対応

「事故やケガの防止に向けた対策や発生時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、放課後児童支援員等の間で共有する。」

【目的】

前提として、放課後児童クラブにおいて起きる事故は生活場所の環境や児童集団の構成、その時々の子どもの心身の状態、他児との関係性などが複雑に絡み合い突発的に起きるものであり、100%防ぐことは非常に困難です。

そのうえで、支援員等が児童の安全安心に留意した取組を継続し、丁寧に児童の様子を把握することが安全対策の第1歩となります。

児童の日々の変化に気づいたり、危険な箇所を点検、把握して情報を共有するなど、事故のリスクを最小限に抑える「事故防止」、発生時速やかに適切な処置を行うための「対応」の指針として、マニュアルの作成が求められます。

【チェックシートの活用方法】

各クラブで策定される事故防止・対応マニュアルについて、内容を確認するために市町やクラブで活用してください。

その際に、以下の点に留意してください。

- ・各クラブの特性や規模、地域性等を考慮し、実態に応じて項目を付け加えられることを前提としています。
- ・各項目の必要性についてはクラブまたは市町で判断してください。(すべての項目が満たしていないと認めないという趣旨のものではありません)

【全体について】

1. 全体構成

<input type="checkbox"/> 目次	緊急時に活用できる構成となっているか。
<input type="checkbox"/> 電話対応	119番通報や市町等への報告のフローや連絡先が記載されているか。
<input type="checkbox"/> 緊急時の情報収集・報告	以下について記載されているか。 事故:警察や救急、市町、保護者への連絡にあたって収集すべき情報 災害:情報源 必要な情報

2. 事故防止

<input type="checkbox"/> 施設・備品の安全点検	別シート参照
<input type="checkbox"/> 室外活動時の注意	
<input type="checkbox"/> 衛生管理	
<input type="checkbox"/> 来所・帰宅時の安全確保	
<input type="checkbox"/> 未確定情報への対応	

3. 対応

<input type="checkbox"/> ケースごとの整理	考えられるケースごとに対応が整理されているか。
<input type="checkbox"/> 怪我の内容ごとに整理	症状ごとに対応が記載されているか。

4. 報告

<input type="checkbox"/> 報告項目の整理	<input type="checkbox"/> 保護者から提出(報告)を求める事項・様式等を整理しているか。 <input type="checkbox"/> 市町に報告すべき事項・様式等を整理しているか。
----------------------------------	---

【事故防止について】

1. 施設備品の安全点検

<input type="checkbox"/> 屋内施設・備品	細かい項目が設定されているか。 [項目例] ※起きうるリスクを支援員同士で話し合っ設定されることが望ましい (屋内) □床や壁、扉等施設の劣化 □落下物 □机や棚等備品の破損 □はさみ等の刃物の保管 □動線上の障害物 等 (屋外) □遊具 □門やフェンス、支柱の腐食 □手摺近くのもの(乗越え防止) □プールサイドの段差、亀裂 等 (事故・災害) □救急・防災備品 □避難経路 □消防設備 等
<input type="checkbox"/> 屋外施設・備品	
<input type="checkbox"/> 事故・災害等対応	

2. 室外活動時の注意

<input type="checkbox"/> 職員配置	活動にあたって必要となる職員数を明記するとともに、満たせない場合の対応についても記載されているか。
<input type="checkbox"/> 保育・監視体制	直接個別の児童と関わる”保育者”と全体の様子を確認する”監視者”を配置するとともに、そのうち少なくとも1名は救命対応できる者とされているか。
<input type="checkbox"/> 児童の能力把握	児童の能力等を把握する方法および個々のレベルに合わせた活動内容が整理されているか。 ※特定の能力を必要とする活動を実施する場合に限る [把握方法例] □児童/保護者からの聞き取り □学校との情報共有 等 [活動制限例] 使用経験がない場合は、原則包丁等の使用は認めない 等
<input type="checkbox"/> 事前教育	環境が変わる場面にあつては、現地確認を行うとともに、職員に対して事前教育を行うこととされているか。
<input type="checkbox"/> 熱中症対策	予防対策の方法や活動中止の判断基準等が記載されているか。 [例] 暑さ指数(WBGT)が33を超えた場合(熱中症警戒アラート発生時)は、室外活動を中止する。

3. 衛生管理

<input type="checkbox"/> 衛生点検	必要な医薬品が整理され、それらの管理を適正に行うとともに、日常の衛生管理を行う旨記載されているか。 [衛生管理例] □手洗いやうがいの励行 □掃除 等
<input type="checkbox"/> 感染症対策	感染症流行時の対応等について記載されているか。 [例] □インフルエンザやコロナウイルス等の感染症→定期的な換気、マスクの着用等 □感染性胃腸炎→設備等の消毒等
<input type="checkbox"/> 食事	食事(おやつ)を提供する場合の対応等について記載されているか。 [例] □賞味期限等の管理 □検食 □保存食(調理済食品・原材料)の保存温度・量・期間 等
<input type="checkbox"/> アレルギー	アレルギー児童への対応が記載されているか。 [例] □アレルギーに関する情報の事前取得(保護者との連絡) □職員間の情報共有 □児童自身への教育 等

4. 来所・帰宅時の安全確保

<input type="checkbox"/> 保護者や学校への周知	クラブへの来所時や帰宅時の安全確保について記載され、保護者や学校と共有されているか。
<input type="checkbox"/> 日常の取組	来所しない場合の対応や児童への指導等について記載されているか。 [例] □学校または保護者への連絡のタイミング □児童に対する指導内容 等

5. 未確定情報(爆破予告等)への対応

<input type="checkbox"/> 安全確認	安全確認の方法、開所/閉所の判断基準等が定められているか。
<input type="checkbox"/> 保護者対応	保護者への連絡方法、対応等について定められているか。

【個別ケース①:火災】

<input type="checkbox"/> 発生時のフロー	<p>フロー(初期対応～避難後)が整理されているか。また、発生(避難訓練含む)時に活用できるものになっているか。</p> <p>[初期～発生中の対応例] <input type="checkbox"/>出火場所の把握 <input type="checkbox"/>けが人の把握・救助 <input type="checkbox"/>非常ベルや館内放送 <input type="checkbox"/>避難誘導 <input type="checkbox"/>初期消火 <input type="checkbox"/>119番通報 等</p> <p>[避難後の対応例] <input type="checkbox"/>確認できない児童がいる場合の対応 <input type="checkbox"/>児童のケア <input type="checkbox"/>保護者連絡 <input type="checkbox"/>市町等への報告 等</p>
<input type="checkbox"/> 役割分担	発生時の役割が明確化されているか。

【個別ケース②:地震】

<input type="checkbox"/> 発生時のフロー	フロー(発生時～揺れが収まった後の対応)が整理されているか。また、発生(避難訓練含む)時に活用できるものになっているか。
<input type="checkbox"/> 二次災害	二次災害(火災等)が想定されているか。
<input type="checkbox"/> 役割分担	発生時の役割が明確化されているか。
<input type="checkbox"/> 事後対応	<p>揺れが収まった後の対応について、漏れなく記載されているか。</p> <p>[対応例] <input type="checkbox"/>待機/避難の判断基準 <input type="checkbox"/>保護者連絡 <input type="checkbox"/>市町への報告 <input type="checkbox"/>確認できない児童がいる場合の対応 <input type="checkbox"/>児童のケア 等</p>

【個別ケース③:不審者】

<input type="checkbox"/> 発生時のフロー	不審者の判断基準を明記し、児童はもちろん職員の安全性が確保されたフローが整理されているか。
<input type="checkbox"/> 役割分担	発生時の役割が明確化されているか。
<input type="checkbox"/> 発生後の対応	<p>事後の対応について、漏れなく記載されているか。</p> <p>[対応例] <input type="checkbox"/>119/110番通報 <input type="checkbox"/>保護者連絡 <input type="checkbox"/>市町への報告 <input type="checkbox"/>確認できない児童がいる場合の対応 <input type="checkbox"/>児童のケア 等</p>

【個別ケース④:行方不明】

<input type="checkbox"/> 発生時のフロー	フローが整理されているか。また、発生時に活用できるものになっているか。
<input type="checkbox"/> 役割分担	他児童の対応も踏まえ、発生時の役割が明確化されているか。
<input type="checkbox"/> 通報等	110番通報や保護者への連絡等の基準を設けているか。

<input type="checkbox"/> その他ケース	<p>上記4ケースのほか、考えられるケースについて必要に応じて記載されているか。</p> <p>[例]警報発令時、食中毒、児童虐待、いじめ、停電・断水 等</p>
---------------------------------	---

【怪我①:打撲・捻挫・骨折】

<input type="checkbox"/> 患部の状態確認	患部ごとに確認や応急措置の方法が記載されているか。
<input type="checkbox"/> 応急措置後の対応	119番通報や医療機関受診等の基準が設けられているか。

【怪我②:外傷】

<input type="checkbox"/> 傷口の状態確認	傷口の状態確認や応急措置の方法が記載されているか。
<input type="checkbox"/> 応急措置後の対応	119番通報や医療機関受診等の基準が設けられているか。

【怪我③:頭部の負傷】

<input type="checkbox"/> 児童の状態確認	意識の確認に加え、痙攣や嘔吐等児童の状態確認の方法が記載されているか。
<input type="checkbox"/> 見守り体制	時間の経過とともに悪化することを想定し、様子を観察することとされているか。
<input type="checkbox"/> 応急措置後の対応	医療機関受診や119番通報の基準が設けられているか。

【怪我④:誤飲】

<input type="checkbox"/> 児童の状態確認	児童の状態確認の方法が記載されているか。 【状態例】 (気道異物の場合)□突然の咳 □声のかすれ □喘鳴 □呼吸困難 等 (食道異物の場合)□流涎 □嚥下痛 □吐き気・嘔吐 等
<input type="checkbox"/> 発生時のフロー	フローが整理されているか。また、発生時に活用できるものになっているか。
<input type="checkbox"/> 応急措置後の対応	医療機関受診等の基準が設けられているか。

【怪我⑤:アレルギー】

<input type="checkbox"/> アレルギー症状の整理	アレルギー症状を整理しているか。 【症状例】□皮膚のかゆみ □せき、くしゃみ、鼻水 □口や喉の腫れ □吐き気、めまい、頭痛 □アナフィラキシーショック 等
<input type="checkbox"/> 応急措置後の対応	医療機関受診等の基準が設けられているか。
<input type="checkbox"/> エピペンの使用	使用にあたってルール(保護者の同意、使用者の研修受講等)が定められているか。

<input type="checkbox"/> 心肺蘇生法/AED	119番通報の基準と救命措置の方法について記載されているか。
------------------------------------	--------------------------------

第7 本事例の問題点・課題と再発防止に向けた提言

1. 事故発生前におけるKクラブの運営体制・安全管理体制

(1) プール活動前日まで

【問題点・課題】

- ・ 事故防止・対応マニュアルを作成していたが、プール活動の安全に関するマニュアルはなく、実施している屋外活動に十分適用できるマニュアルとは言い難かった。また、支援員などの間で共有や活用がされておらず、実効性のあるものではなかった。なお、令和5年8月に県が実施した「放課後児童クラブにおけるプール活動実態調査」において、プール活動を実施している70施設のうち、プール活動などにおける事故防止・対応マニュアルを策定している施設は28施設と少ない状況であった。
- ・ プールの安全標準指針（平成19年3月 文部科学省・国土交通省）をはじめとする国からの通知などのプール活動時の安全に関する情報の収集及びそれに基づく安全管理体制の適切な見直しができていなかった。
- ・ 支援員などの間での事前打ち合わせが十分でなく、事故発生時の役割分担もできておらず、指揮命令系統が明確でなかった。また、毎年利用しているからという理由で現地の下見を行っておらず、活動当日に参加する支援員がプールの構造や特徴及びプールの利用ルールを事前に十分に把握していなかった。
- ・ 今季初めてのプール活動であったことを鑑みれば、特に慎重を期するべきであったが、危機管理や安全配慮の意識が希薄であった。
- ・ プール活動の実施までに、参加する児童の泳力や年齢に応じた特徴の把握や、参加児童数に応じた十分な監視体制の構築ができなかった。
- ・ 保護者に日時・場所などのプール活動内容について、事前に丁寧な連絡ができず、十分な情報が伝わっていなかった。

【提言】

- ・ 屋外活動を実施する放課後児童クラブは、国からの通知を基に屋外活動に関する事故防止・対応マニュアルの整備を行った上で、そのマニュアルの内容だけでなく、マニュアルに基づく具体的な行動も支援員などの間で共有する必要がある。
- ・ プール活動を実施する放課後児童クラブは、今後も国が示す方針や制度などを十分に理解して安全の徹底に努めるとともに、プール活動前にプール活動の安全に関するマニュアルを作成した上で、事故防止及び事故発生時の対応などについて確認し、適宜見直す必要がある。

- ・ 屋外活動においては、事故は起こり得るといった意識を常に持ち、活動前には現地の下見をして安全上問題がないか確認をする必要がある。また、当日までに事故発生時に備え役割分担を明確にしておくことも不可欠である。プール活動の場合には、プールの構造や特徴及び浮き輪の使用などのプールの利用ルールを事前に十分に把握した上で、その情報を支援員、児童及び保護者で共有することが肝要である。
- ・ 特に近年は、新型コロナウイルス感染症の影響などで児童の水泳経験が激減していることを踏まえると、プール活動の実施における危機管理意識はより高く持つべきである。
- ・ 監視体制を整えるために、プール活動の実施までに十分な時間的猶予をもって、参加児童数のみならず、児童の泳力や年齢に応じた特徴も把握しておくべきである。
- ・ 児童の安全を確保するためには、保護者の理解・協力を得ることが不可欠であることから、詳細な活動内容を伝達し、活動への協力をお願いすることも必要である。一方、保護者は、可能な限り放課後児童クラブの活動に参画することが望ましい。

(2) プール活動時（入水前）

【問題点・課題】

- ・ プール入水前に、身長や学年により浅いプールと深いプールの利用を区分するなど、プール活動におけるルールが支援員などの中で統一されていなかった上、児童一人一人の入水状況を支援員などが確認できていなかった。
- ・ すべての活動において、初回は特に慎重にならなくてはいけないところが、Kクラブの状況からは伺えない。

【提言】

- ・ プール入水時は、身長が低い児童、低学年の児童は浅いプールに入るなどといったルールを徹底し声かけするとともに、入水時の動線を明確にして確実に支援員などが児童の入水状況を確認できるようにすべきである。
- ・ 初回の活動時や低学年に対しては特に慎重な対応が重要であり、入水時においても、実際に泳がせるなどして、再度泳力のチェックを行うことが必要である。

2. 事故発生時におけるKクラブの監視体制・初動対応

(1) プール活動時（入水後）

【問題点・課題】

- ・ 低学年や低身長の子供が、きちんと浅いプールに入っているか確認できていなかった。
- ・ プール活動開始前に急遽発生した見学子供の対応に人員を割いたことで、計画していた監視体制が維持できていなかった。
- ・ 支援員の誰もが本児のプール入水後の様子を把握しておらず、本児がプールで動かない状態で浮いていることに最初に気づいたのは他の子供であったことから、監視に死角が生じており、プールの広さや子供数に見合う監視体制が構築されていなかったと言える。

【提言】

- ・ プール活動中も子供の学年や身長に応じて、適切な深さのプールに入っているかを注視すべきである。
- ・ 「水泳時の事故防止について（令和5年4月27日付5ス庁第215号 スポーツ庁）」にあるように、監視員は、緊急時に速やかな対応が可能となる数を確保しておく必要があるほか、計画していた監視体制が維持できなくなった場合は、子供の入水人数の制限や監視員の補充を行うべきである。
- ・ プール活動における必要な監視員の数は明確に規定されていないが、プールの広さや子供数などを考慮した上で、プール全体をくまなく監視できるよう、十分な人数を適切な位置に配置することが必要である。

(2) 事故発生直後の初動体制

【問題点・課題】

- ・ A支援員が心肺蘇生を行い、B支援員に救急車とAEDの手配を指示しているが、B支援員はAEDの場所を把握しておらず、AEDの到着までに時間がかかっている。
- ・ 本児を引き上げた後、まず水を吐かせるなど適切な対応を行っていたのか、また、AEDの使用や心肺蘇生が適切に行われていたのか、疑念が残る。
- ・ 事故発生後、他の子供を気温34℃のプールサイドでしばらく待機させたほか、子供を車に移動させた後、再度プールに戻って入水させており、他の子供の安全が十分に確保されていたとは言い難い。

【提言】

- ・ 心停止を伴う事故発生時の初動対応は時間との戦いであることから、早急に対応するためにも、AEDの設置場所は屋外活動に同行するすべての支援員などが把握しておくべきであり、活動場所の下見の時などに必ず確認すべきである。
- ・ 事故対応の研修として、AEDの使用や心肺蘇生の訓練については、毎年実施し、かつ、訓練には消防署などの専門機関にも協力を仰ぎ、関係者全員が受講すべきである。
- ・ 事故に遭った児童以外の児童の安全も十分に確保できる体制を構築すべきである。

3. 事故発生後の心のケアやご家族への配慮

【問題点・課題】

- ・ 事故後のご家族や他の児童及びその保護者などに対する心のケアを、市教育委員会のみが行っていたことは適切ではない。
- ・ 事故関係者の心のケアについて、日本ではカウンセリングが普及していない傾向があり、今回の事故においても、サービスギャップ（カウンセリングを本来受けるべき人が希望されない現象）があるのではないかと。
- ・ 記者会見をすることを事前にご家族へお伝えできていなかった。

【提言】

- ・ 重大事故発生後の心のケアは非常に重要である。今回の事故後の心のケアは市教育委員会が中心となり、できる限りの対応を行っていたと考えるが、特にご家族への心のケアは、心理士など専門的な知識を有する職員が中立的な立場で対応することが適切である。例えば、市町が窓口となっておうみ犯罪被害者支援センターなどを紹介しながら、行政として寄り添った支援を行うべきである。今後も児童やご家族に対し、継続的な心のケアを求める。
- ・ カウンセリングにおけるサービスギャップを解消するため、心のケアが必要な人に定期的に声をかけるなど、状況を踏まえ対応する必要がある。また、プールの時期になると事故を思い出すことも考えられるため、長期的な対応が必要である。
- ・ 記者会見の開催については、ご家族の気持ちを斟酌した上で、事前にご家族などの関係者に連絡を取ってから行うことが望ましい。

4. 行政やプール事業者における対応

【問題点・課題】

(1) 市

- ・ 民間児童クラブの活動については、例年、年度末に年間実績の確認はできていたが、計画段階での把握はできていなかった。
- ・ 国からの通知「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について（事務連絡令和5年6月7日付け）」が市教育委員会から放課後児童クラブの所管課に転送されておらず、民間児童クラブに対し周知ができていなかった。

(2) 県

- ・ 国からの通知「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」の送付先に放課後児童クラブの所管部署が含まれていなかったため、放課後児童クラブの所管課に通知が届いていない市町もあった。

(3) プール事業者

- ・ AEDの設置場所は、心停止から5分以内に電気ショックが可能な配置が望ましいと「AEDの適正配置に関するガイドライン（平成30年12月25日（一社）日本救急医療財団）」に記載されているが、Aプールでは片道徒歩2分程度の場所に設置されていた。また、利用者に緊急時の連絡先を伝えていなかった。
- ・ 事故後、保健所の立入検査を受け改善報告書を提出しているが、施設の維持管理基準や連絡体制などの改善が行われた一方で、自らの事故再発防止に向けた十分な検証がなされたとは言い難い。

【提言】

(1) 市

- ・ 市は、民間児童クラブに対し、今後も巡回による指導監督や助言、研修会の開催により支援員などの資質の向上に努めるとともに、事故防止の取組などを含めた安全な運営が図られているか適宜確認をする必要がある。また、必要に応じて事業計画を把握し、安全対策推進のための支援や助言を行うべきである。
- ・ 国や県から発出される通知やガイドラインについては、早急かつ確実に放課後児童クラブに周知する必要があることから、行政内部での円滑な連携に努めるべきである。
- ・ 市は、管轄する放課後児童クラブで不測の事態があった場合、積極的な情報収集及び適切な対応に努める必要がある。

(2) 県

- ・ 送付先に放課後児童クラブの所管部署が含まれていない通知であっても、放課後児童クラブに関係する内容であれば、市町の所管課へ遺漏なく周知するよう努めるべきである。
- ・ 支援員の資質の向上を図るため、県内全体の放課後児童クラブに対し、今後も研修会を開催するとともに、指導や助言を行うべきである。

(3) プール事業者

- ・ プールは重大な事故が起こる可能性が高く、早急な初動対応が必要なため、可能な限り近場にAEDを配置することが望ましい。また、利用者のみ任せではなく、利用者に対し緊急時の連絡先や対応などを周知することも重要である。
- ・ 二度とこのような事故が発生しないように、プール事業者はより具体的な改善策を検討し、一層の安全対策の強化に努め、利用者に啓発することが望ましい。

長浜市民間放課後児童クラブの屋外活動におけるプール事故検証委員会委員等名簿

委員長

一杉 正仁 滋賀医科大学医学部社会医学講座教授

副委員長

藤岡 達也 滋賀大学大学院教育学研究科教授

委員

生駒 英司 滋賀弁護士会

伊藤 秀樹 滋賀県学童保育連絡協議会会長

北條 龍治 特定非営利活動法人日本プール安全管理振興協会理事長

山添 正 滋賀県臨床心理士会

オブザーバー

滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局

事務局

長浜市健康福祉部こども家庭支援課

長浜市民間放課後児童クラブの屋外活動におけるプール事故検証委員会開催経過

	開催日時・場所	内容
第1回	令和5年9月23日(土) 17時10分～19時00分 長浜市役所本庁舎3階 特別会議室	(1) 検証委員会について (2) 長浜市の放課後児童クラブ等について (3) 事故の概要等について (4) Kクラブの概要について
第2回	令和5年10月11日(水) 15時00分～17時30分 Aプール 長浜市役所本庁舎5階 教育委員会室	(1) プール現場の確認(Aプール) (2) プール現場確認の内容整理(長浜市役所)
第3回	令和5年10月18日(水) 15時00分～17時15分 長浜市役所本庁舎5階 教育委員会室	(1) プール現地確認後の各委員の意見について (2) 事故の発生状況から見る問題点・課題について (3) Kクラブのプール活動における問題点・課題について (4) 長浜市の放課後児童クラブの運営における問題点・課題について
第4回	令和5年11月14日(火) 17時00分～19時05分 長浜市役所本庁舎5階 教育委員会室	(1) 前回検証委員会の宿題について (2) 長浜市教育委員会の動きについて (3) 滋賀県の取組みについて (4) 問題点・課題の取りまとめ及び提言について (5) 報告書の構成について
第5回	令和5年11月28日(火) 13時30分～15時30分 長浜市役所本庁舎5階 教育委員会室	(1) 提言の取りまとめについて (2) 報告書(素案)について
第6回	令和5年12月19日(火) 17時00分～19時00分 長浜市役所本庁舎3階 特別会議室	(1) 報告書の取りまとめ(確定)について

長浜市民間放課後児童クラブの屋外活動におけるプール事故検証委員会設置要綱

令和5年8月22日長浜市告示第239号

(設置)

第1条 この要綱は、令和5年7月26日民間放課後児童クラブ活動中に発生したプール事故（以下「事故」という。）の検証及び再発防止を図るため、長浜市民間放課後児童クラブの屋外活動におけるプール事故検証委員会（以下「委員会」という。）の設置に関し、必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 事故の事実関係を把握すること。
- (2) 事故の発生原因を分析すること。
- (3) 事故の再発防止のために必要な改善策を検討すること。
- (4) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項を調査すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、事故の検証及び再発防止に知見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 委員は、前条に規定する所掌事務が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として非公開とする。ただし、出席委員の過半数の同意によって公開することができる。

(報告)

第8条 委員会は、事故の検証及び再発防止策の検討を終えたときは、報告書を作成し、市長に提出するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員及び第6条の規定により会議に出席した者は、委員会の職務上知り得た秘密

を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部こども家庭支援課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、市長に報告書を提出した日の翌日をもってその効力を失う。

府子本第 191 号
27 文科初第 1788 号
雇児総発 0331 第 6 号
雇児職発 0331 第 1 号
雇児福発 0331 第 2 号
雇児保発 0331 第 2 号
平成 28 年 3 月 31 日

各 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 長
各 都 道 府 県 児 童 福 祉 主 管 部 (局) 長
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 (局) 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 幼 稚 園 関 係 事 務 主 管 部 課 長
各 都 道 府 県 認 定 こ ど も 園 担 当 課 長
各 都 道 府 県 子 育 て 援 助 活 動 支 援 事 業 (ファミリー・サポート・センター事業) 担 当 課 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 民 生 主 管 部 (局) 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 児 童 福 祉 主 管 部 (局) 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 認 定 こ ど も 園 担 当 課 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 子 育 て 援 助 活 動 支 援 事 業 (ファミリー・サポート・センター事業) 担 当 課 長

殿

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部 参 事 官
(子ども ・ 子 育 て 支 援 担 当)

(印 影 印 刷)

内 閣 府 子 ど も ・ 子 育 て 本 部 参 事 官
(認 定 こ ど も 園 担 当)

(印 影 印 刷)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課長

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課長

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

(印影印刷)

教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

子ども・子育て支援新制度において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業者は、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合に市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。このことを踏まえ、第16回子ども・子育て会議（平成26年6月30日開催）において、行政による再発防止に関する取組の在り方等について検討すべきとされた。

これを受け、平成26年9月8日「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」が設置され、昨年12月に重大事故の発生防止のための今後の取組みについて最終取りまとめが行われたところである。

この取りまとめでは、死亡事故等の重大事故の発生前、発生時、発生後の一連のプロセスにおける子どもや周囲の状況、時系列の対応などを検証し、検証の結果を重大事故の再発防止に役立てていくことが極めて重要であることから、地方自治体において検証を実施するよう提言を受けた。

今般、この取りまとめを踏まえ、地方自治体が行う死亡事故等の重大事故の検証の参考となるよう、検証を実施する際の基本的な考え方、検証の進め方等を別紙のとおり定め、平成28年4月1日から取り扱うこととしたので通知する。

今後、地方自治体において、本通知に基づき教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故の検証が行われることにより、重大事故の再発防止に関する取組の進展が期待されるものである。

については、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び施設・事業者等に周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

別紙

地方自治体による教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について

第1 基本的な考え方

1 目的

検証は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業（以下「教育・保育施設等」という。）における子どもの死亡事故等の重大事故について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討するために行う。

2 実施主体

(1) 検証の実施主体

行政による児童福祉法（平成22年法律第164号）に基づく認可権限、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく確認権限等を踏まえ、死亡事故等の重大事故の検証の実施主体については、「認可外保育施設」及び「認可外の居宅訪問型保育事業」における事故に関しては都道府県（指定都市、中核市を含む。）とし、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」、「地域子ども・子育て支援事業」における事故に関しては市町村とする。

(2) 都道府県と市町村の連携

市町村が検証を実施する場合には、都道府県が支援を行う。また、都道府県が検証を実施する場合、市町村は協力することとし、検証の実施は、都道府県と市町村が連携して行うものとする。

なお、都道府県が行う市町村に対する支援の例として、

- ① 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業の検証を行うこととなる都道府県において、あらかじめ検証組織の委員候補者として適当な有識者（例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）等）をリストアップしておき、市町村が実際に検証組織を設ける際に、必要に応じ、当該リストの有識者から都道府県が委員を紹介する。
- ② 都道府県内における検証事例の蓄積を行い、実際に検証を行う際に技術的援助を行う。
- ③ 定期的に行っている認可権に基づく指導監査の状況についての情報提供や、当該権限を根拠とした当該事故についての資料収集、事実確認への協力を行う。

- ④ 検証組織について、必要に応じ、オブザーバー参加や共同事務局となるなどの協力を検討する。
- ⑤ これらを円滑に進めるため、都道府県と市町村の間で、市町村が集まる会議や個別の市町村との連絡会議などにおいて、あらかじめ協議をすることなどが考えられる。

3 検証の対象範囲

死亡事故（注）の検証については、事例ごとに行う。

（注）SIDS（Sudden Infant Death Syndrome：乳幼児突然死症候群）や死因不明とされた事例も、事故発生時の状況等について検証を行う。

なお、死亡事故以外の重大事故として国への報告対象となる事例の中で、都道府県又は市町村において検証が必要と判断した事例（例えば、意識不明等）についても検証を実施する。（本通知において、地方自治体が検証を行うものを「死亡事故等の重大事故」という。）

都道府県又は市町村が検証を実施する死亡事故等の重大事故以外の事故やいわゆるヒヤリハット事例等については、各施設・事業者等において検証を実施する。

4 検証組織及び検証委員の構成

（1）検証組織

都道府県又は市町村における死亡事故等の重大事故の検証に当たっては、外部の委員で構成する検証委員会を設置して行う。

（2）検証委員の構成

検証組織の委員については、教育・保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある有識者とする。例えば、学識経験者、医師、弁護士、教育・保育関係者、栄養士（誤嚥等の場合）、各事業に知見のある者（地域子ども・子育て支援事業の場合）等が考えられる。

また、検証委員会における検証に当たっては、必要に応じて関係者の参加を求める。

5 検証委員会の開催

- （1）死亡事故については、事故発生後速やかに検証委員会を開催する。また、死亡事故以外の重大事故については、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合、複数例を合わせて検証委員会を開催することも考えられる。

なお、検証については、事故発生の実態把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にする。

- (2) 検証を行うに当たって、関係者から事例に関する情報の提供を求めるとともにヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。この情報を基に、関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。あわせて、調査結果に基づき、事故発生前・発生時の状況や発生後の対応等に係る課題を明らかにし、再発防止のために必要な改善策を検討する。

また、プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることも考えられる。公開又は非公開の範囲については、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分に協議する。関係者へのヒアリングのみ非公開とするなど、「一部非公開」等の取扱いも考えられる。

なお、調査や検証を行う立場にある者に対し、これらの業務に当たって知り得たことについて、業務終了後も含み守秘義務を課すことに留意する。

- (3) 検証を行うに当たっては、保護者や子どもの心情に十分配慮しながら行う。

6 報告等

- (1) 検証委員会は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県又は市町村に報告する。

- (2) 都道府県又は市町村は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分配慮した上で、原則として、検証委員会から提出された報告書を公表することとし、国へも報告書を提出する。あわせて、速やかに報告書の提言を踏まえた具体的な措置を講じ、各施設・事業者等に対しても具体的な措置を講じることを求める。また、都道府県又は市町村は、講じた措置及びその実施状況について自ら適時適切に点検・評価し、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても適時適切に点検・評価する。

- (3) 都道府県又は市町村は、検証委員会の報告を踏まえ、必要に応じ、関係機関、関係者に対し指導を行う。

第2 具体的な検証の進め方

1 事前準備

(1) 情報収集

検証の対象事例について、事務局は都道府県又は市町村に提出された事故報告等を通じて、下記の①から⑨の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて施設や事業者等からヒアリングを行う。市町村が実施する場合は都道府県の協力を得て行う。

- ① 子どもの事故当日の健康状態など、体調に関する事等（事例によっては、家族の健康状態、事故発生の数日前の健康状態、施設や事業の利用開始時の健康状態の情報等）
- ② 死亡事故等の重大事故に至った経緯
- ③ 都道府県又は市町村の指導監査の状況等
- ④ 事故予防指針の整備、研修の実施、職員配置等に関する事（ソフト面）
- ⑤ 設備、遊具の状況などに関する事（ハード面）
- ⑥ 教育・保育等が行われていた状況に関する事（環境面）
- ⑦ 担当保育教諭・幼稚園教諭・保育士等の状況に関する事（人的面）
- ⑧ 事故発生後の対応（各施設・事業者等及び行政の対応）
- ⑨ 事故が発生した場所の見取り図、写真、ビデオ等

(2) 資料準備

- ① 「(1) 情報収集」で収集した情報に基づき、事実関係を時系列にまとめ、上記(1)の内容を含む「事例の概要」を作成する。「事例の概要」には、その後、明らかになった事実を随時追記していき、基礎資料とする。
- ② 当該施設・事業所等の体制等に関する以下のアからオの内容を含む資料を作成する。
 - ア 当該施設・事業所等の組織図
 - イ 職種別職員数
 - ウ 利用子ども数
 - エ クラス編成等の教育・保育体制等
 - オ その他必要な資料
- ③ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。
- ④ その他(検証委員会の設置要綱、委員名簿、報道記事等)の資料を準備する。

2 事例の内容把握

会議初回には、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の内容を以下の項目に留意し、把握する。

(1) 確認事項

- ① 検証の目的
- ② 検証方法（関係者ごとのヒアリング、現地調査等による事実関係の確認、問題点・課題の抽出、問題点・課題に関する提案事項の検討、報告書の作成等）
- ③ 検証スケジュール

(2) 事例の内容把握

- ① 事前に収集された情報から事例の概要を把握する。
- ② 疑問点や不明な点を整理する。

3 問題点・課題の抽出

事例の事実関係が明確になった段階で、それを基に、なぜ検証対象の死亡事故等の重大事故が発生したのか、本事例が発生した背景、対応方法、組織の体制、その他の問題点・課題を抽出し、再発防止につなげる。抽出の過程で、さらに事実関係を明確化する必要がある場合、事務局又は検証委員会によるヒアリングや現地調査等を実施する。

この作業を徹底して行うことが、その後の具体的な提言につながることから、特に時間をかけて検討を行うとともに、検討に当たっては、客観的な事実、データに基づき建設的な議論を行うことが期待される。

4 検証委員会における提言

事例が発生した背景、対応方法、組織上の問題等、抽出された問題点・課題を踏まえ、その解決に向けて実行可能性を勘案しつつ、具体的な対策を講ずべき主体ごとに提言を行う。

なお、各施設・事業者等の対応など早急に改善策を講じる必要がある場合、検証の経過において、まず早急に講ずべき改善策について提言を行うことを考える必要がある。

その際、提言を受けた都道府県、市町村及び各施設・事業者等は、検証の全体の終結を待たずにできるだけ早急に具体的な措置を講じることも考える必要がある。

5 報告書

(1) 報告書の作成

① 事務局は、報告書に盛り込むべき以下のアからケの内容例を参考に、それまでの検証組織における審議結果を踏まえ報告書の素案を作成する。

ア 検証の目的

イ 検証の方法

ウ 事例の概要

エ 明らかとなった問題点や課題

オ 問題点や課題に対する提案（提言）

カ 今後の課題

キ 会議開催経過

ク 検証組織の委員名簿

ケ 参考資料

② 報告書の内容を検討、精査する。

③ 検証組織は報告書を取りまとめ、都道府県又は市町村に提出する。

（2）公表

各施設・事業所等における死亡事故等の重大事故について検証を行うことは、その後の事故の再発防止に密接に関連するものであり、事故に遭った子どもや保護者の意向にも配慮しつつ、原則として検証結果は公表すべきである。公表に当たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシーの保護について十分配慮する。なお、公表の際には国に報告書を提出する。

（3）提言を受けての具体的な措置等

都道府県又は市町村は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について自ら適時適切に点検・評価する。また、各施設・事業者等が講じた措置及びその実施状況についても、都道府県又は市町村が適時適切に点検・評価する。

第3 検証に係る指導監査等の実施について

（1）死亡事故等の重大事故が発生した場合の指導監査等について

死亡事故等の重大事故が発生した場合、必要に応じて事前通告なく、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に基づく指導監査、児童福祉法に基づく指導監査及び指導監督、子ども・子育て支援法に基づく指導監査（以下「指導監査等」という。）を実施する。また、指導監査等の実施については、以下の表を参照すること。

○指導監査等の対象となる施設・事業、実施主体、根拠法及び監査指針等

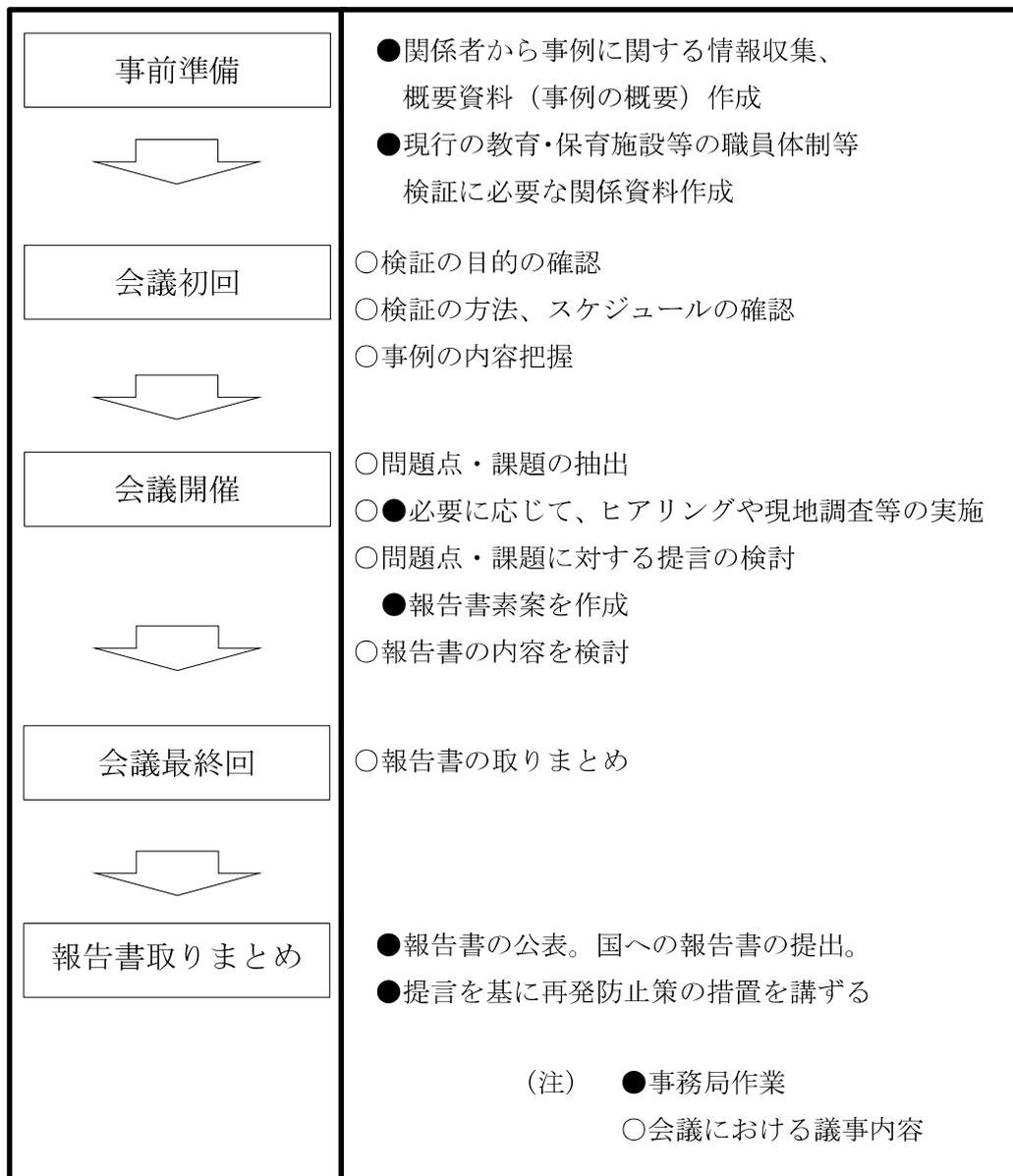
施設・事業	指導監査等の実施主体	根拠法	監査指針等
・特定教育・保育施設 ・特定地域型保育事業	市町村	子ども ・子育て 支援法	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（平成27年12月7日府子本第390号、27文科初第1135号、雇児発1207第2号）
幼保連携型認定こども園（*）	都道府県 指定都市 中核市	認定 こども 園法	「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」（平成27年12月7日府子本第373号、27文科初第1136号、雇児発1207第1号）
保育所（*）	都道府県 指定都市 中核市	児童 福祉法	「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年4月25日雇児発第471号）
地域型保育事業（*）	市町村	児童 福祉法	「児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の指導監査について」（平成27年12月24日雇児発1224第2号）
・認可外保育施設 ・認可外の居宅訪問型保育事業	都道府県 指定都市 中核市	児童 福祉法	「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号）

* なお、上記の表のうち、幼保連携型認定こども園及び保育所については、都道府県と市町村の双方が指導監査等を実施することになるが、この場合、都道府県と市町村は互いに連携して指導監査等を実施する。

- (2) 第2の1(1)の情報収集については、死亡事故等の重大事故の発生前までに実施した指導監査等の状況及び当該事故に係る指導監査等の結果を活用し、事実関係を整理する。
- (3) 死亡事故等の重大事故が発生した各施設・事業に対する当該事故後の指導監査等においては、当該事故と同様の事故の再発防止策がとられているか等、検証結果を踏まえた措置等についても確認すること。

(参考) 検証の進め方の例

検証は、下記の図のような流れで実施する。



○長浜市放課後児童クラブ条例

平成18年2月13日条例第110号

改正

平成18年12月15日条例第258号
平成20年3月24日条例第13号
平成21年3月18日条例第12号
平成21年9月19日条例第66号
平成22年3月31日条例第16号
平成25年3月22日条例第11号
平成25年9月30日条例第35号
平成26年12月20日条例第33号
平成29年3月28日条例第13号
平成29年10月3日条例第33号
令和元年10月2日条例第41号
令和2年9月30日条例第35号

長浜市放課後児童クラブ条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するため、長浜市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の運営に関し必要な事項を定め、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(名称及び実施場所)

第2条 児童クラブの名称及び実施場所は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、市長が指定した場所で児童クラブを実施又は運営を委託することができる。

(開所時間等)

第3条 児童クラブの開所時間及び休所日は、規則で定める。

(対象児童)

第4条 児童クラブに通所できる児童は、本市の区域内に住所を有する小学校又は義務教育学校第1学年から第6学年までに就学している児童で、その保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当し、かつ、保護者又は同居の親族から小学校又は義務教育学校前期課程の放課後に養育を受ける事のできない児童とする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

2 前項の規定にかかわらず、当該児童の健全育成のため特に必要があると市長が認める場合には、児童クラブに通所することができる。

(通所の承諾)

第5条 児童を児童クラブに通所させようとする保護者は、あらかじめ規則で定めるところにより申し込み、市長の承諾を受けなければならない。

(通所の不承諾)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童クラブへの通所を承諾しないものとする。

- (1) 第4条に規定する対象児童に該当しないとき。

- (2) 規則で定める利用者定員に達している児童クラブへの通所を希望するとき。
- (3) その他児童クラブの管理及び運営上支障があると認められるとき。

(通所承諾の取消し及び退所)

第7条 市長は、通所児童又はその保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該児童の児童クラブへの通所の承諾を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する対象児童に該当しなくなったとき。
 - (2) 虚偽の申込みその他不正な行為により、入所を承諾されたとき。
 - (3) 保護者が次条に定める保護者負担金を滞納したとき（災害その他特別の事由があると市長が認める場合を除く。）。
 - (4) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
 - (5) その他児童クラブの管理及び運営上重大な支障があると認められるとき。
- 2 通所児童の保護者は、当該児童を児童クラブから退所させようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(通所区分等)

第8条 児童クラブの通所に係る区分並びに各区分の期間及び保護者負担金は、別表第2のとおりとする。

(保護者負担金の納付等)

第9条 児童クラブに通所する児童の保護者は、前条に定める保護者負担金を毎月規則で定める日までに納付しなければならない。

- 2 前条の規定にかかわらず、市の試行的な制度その他特別な事情による保護者負担金については、別表第2に定める額の範囲内において、規則で定める。
- 3 既納の保護者負担金は還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- 4 市長は、保護者負担金のほかに、児童クラブの活動に必要な経費として現に要する実費を徴収することができる。

(保護者負担金の減免)

第10条 市長は、経済的理由により保護者負担金の納付が困難であると認めるときは、規則で定めるところにより保護者負担金を減免することができる。

- 2 保護者負担金の減免を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

(損害賠償)

第11条 通所児童の保護者は、当該通所児童が故意又は重大な過失により、児童クラブの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の長浜市留守家庭児童会の設置および運営に関する要綱（平成17年長浜市告示第97号）、浅井町放課後児童クラブ実施要綱（平成14年浅井町告示第15号）又はびわ町放課後児童クラブ設置条例（平成14年びわ町条例第26号）（以下これらを「合併前の条例等」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(保護者負担金の特例)

- 3 第8条及び第9条の規定は、平成18年4月1日以後の分の保護者負担金について適用し、同日前の分の保護者負担金については、なお合併前の条例等を適用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、平成18年4月1日から平成19年3月31日までの分のひばりクラブ、山ばとクラブ、たんぼぼクラブ（神照小学校内）、たんぼぼクラブ（南郷里小学校内）、すみれクラ

ブ及びわくわくクラブに通所する児童に係る保護者負担金は、第8条に定める額の範囲内で、規則で定める。

(6町編入に伴う経過措置)

- 5 虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町の編入の日の前日までに、湖北町放課後児童クラブ実施要綱(平成21年湖北町告示第55号)、湖北町放課後児童クラブ運営規程(平成21年湖北町告示第56号)又は高月町放課後児童クラブ事業実施要綱(平成19年高月町告示第56号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、それぞれ当該規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成18年12月15日条例第258号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成20年4月の学年始休業日の期間中に限り通所する場合の保護者負担金は、平成20年3月の学年末休業日の期間中に引き続き通所する場合に限り、2,000円とする。

附 則 (平成21年3月18日条例第12号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年9月19日条例第66号)

この条例中第1条の規定は平成22年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日条例第16号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日条例第11号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月30日条例第35号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月20日条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成24年法律第67号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第13号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月3日条例第33号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年10月2日条例第41号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年9月30日条例第35号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	実施場所	
ひばりクラブ	長浜市高田町9番9号	長浜小学校内
山ばとクラブ	長浜市八幡中山町1310番地	長浜北小学校内
たんぽぽクラブ	長浜市神照町311番地	神照小学校内
あじさいクラブ	長浜市南田附町352番地	南郷里小学校内
ひまわりクラブ	長浜市春近町353番地	北郷里小学校内
すみれクラブ	長浜市加田町1460番地	長浜南小学校内

つくしクラブ	長浜市内保町1051番地	湯田小学校内
コスモスクラブ	長浜市当日町54番地	浅井小学校内
たねっこクラブ	長浜市野田町68番地	田根小学校内
わくわくクラブ	長浜市川道町3456番地	びわ南小学校内
たけのこクラブ	長浜市益田町56番地	びわ北小学校内
サザンクラブ	長浜市五村88番地	虎姫学園内
コハクチョウクラブ	長浜市湖北町山本1125番地	朝日小学校内
サルビアクラブ	長浜市湖北町速水2561番地 1	速水小学校内
ツツジクラブ	長浜市高月町井口160番地	富永小学校内
つきっこクラブ	長浜市高月町高月738番地	高月小学校内
ななっこクラブ	長浜市高月町唐川248番地	七郷小学校内
コブシクラブ	長浜市木之本町木之本685番地 1	木之本小学校内

別表第2（第8条、第9条関係）

通所区分	通所期間	保護者負担金	
		土曜日通所なし	月額8,000円
通年通所	4月から翌年3月まで	土曜日通所あり	月額11,000円
		夏季休業日	16,000円
長期休業中のみ通所	冬季休業日		6,000円
	学年末休業日		3,000円
	学年始休業日		3,000円

備考 夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始休業日とは、長浜市立学校の管理運営に関する規則（平成18年長浜市教育委員会規則第16号）第3条第1項第3号から第6号までに規定する休業日をいい、同項第1号及び第2号に規定する休業日並びに同条第2項の規定に基づき授業が行われる日を除く。

○滋賀県遊泳用プール条例

昭和51年3月30日

滋賀県条例第14号

滋賀県遊泳用プール条例をここに公布する。

滋賀県遊泳用プール条例

(目的)

第1条 この条例は、遊泳用プールの構造設備および維持管理について必要な基準を定めることにより、県民の保健衛生の維持増進および安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「遊泳用プール」とは、容量50立方メートル以上の貯水槽を設け、多数人に遊泳させる施設をいう。

(許可等)

第3条 遊泳用プールを開設しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校および同法第134条第1項に規定する各種学校ならびに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園において、専ら当該学校、専修学校および各種学校ならびに幼保連携型認定こども園の幼児、児童、生徒および学生ならびに園児を対象とする遊泳用プールについては、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添え、知事に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名および生年月日（法人にあつては、その名称、事務所の所在地および代表者の氏名）
- (2) 遊泳用プールの名称および所在地
- (3) 遊泳用プールの構造設備の概要
- (4) 使用水の種類
- (5) 管理者の氏名

3 知事は、必要があると認めるときは、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

(一部改正〔平成19年条例59号・27年52号〕)

(許可基準)

第4条 知事は、前条第1項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る構造設備

が次の各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、同項の許可を与えないことができる。この場合において、知事は、理由を付した書面をもつて、当該申請者にその旨を通知しなければならない。

- (1) 貯水槽は、不浸透性材料を用い、給排水および清掃が容易にでき、かつ、周囲から汚水が流入しない構造とし、周囲にオーバーフロー溝を設けること。
- (2) 遊泳者の見やすい場所に水深を明示すること。
- (3) プールサイドは、不浸透性材料を用い、水際の部分は滑り止めの構造とすること。
- (4) 通路は、不浸透性材料を用い、滑り止めの構造とすること。
- (5) 給水設備は、給水管に貯水槽の水が逆流しない構造とすること。
- (6) 排水設備は、貯水槽からの排水が短時間に行える能力を有すること。
- (7) 更衣所および便所は、男子用および女子用に区別して設け、外部から見通せない構造とすること。
- (8) 応急措置のできる設備を有する救護所を設けること。
- (9) 遊泳用プール全体が見渡せる位置に適切な数の救命具を備えた監視所を設けること。
- (10) その他規則で定める事項

2 前条第1項の規定により遊泳用プールの開設の許可を受けた者（以下「遊泳用プール開設者」という。）は、開場期間中、前項各号に掲げる事項を守らなければならない。

（変更届）

第5条 遊泳用プール開設者は、第3条第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（維持管理基準）

第6条 遊泳用プール開設者は、遊泳用プールにおける保健衛生および安全を確保するため、開場期間中、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険防止および救助のため、監視人を配置すること。
- (2) 貯水槽の水を規則で定める基準に適合させること。
- (3) 伝染性の疾病にかかっている疑いのある者、めいてい者、付添人のいない幼児その他他人の迷惑となるおそれがある者を入場させないこと。
- (4) 入口、更衣所その他遊泳者の見やすい場所に遊泳用プール利用上の注意事項を表示すること。
- (5) その他規則で定める事項

（管理者の設置）

第7条 遊泳用プール開設者は、遊泳用プールの維持管理を適正に行うため、管理者を置かなければならない。

(再開検査等)

第8条 遊泳用プール開設者は、遊泳用プールを引き続き30日以上休止しようとするとき、または廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 遊泳用プール開設者は、遊泳用プールを休止後再開しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出て、遊泳用プールの構造設備について知事の検査を受けなければならない。

3 前項の遊泳用プール開設者は、前項の規定に基づく検査を受けた後でなければこれを使用してはならない。

(報告の徴収および立入検査)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、遊泳用プール開設者その他の関係者から必要な報告を求め、またはその職員に、遊泳用プールに立ち入り、その構造設備もしくは第6条に規定する維持管理基準の遵守状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(使用停止および措置命令)

第10条 知事は、遊泳用プール開設者が第4条第2項、第6条または第7条の規定に違反したときは、期間を定めて当該遊泳用プールの使用停止を命じ、または必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第11条 知事は、遊泳用プール開設者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 第3条第3項の規定により付した条件に違反したとき。

(2) 前条の規定による命令に違反したとき。

第12条 削除

(削除〔平成12年条例12号〕)

(手数料)

第13条 第3条第1項の規定による許可を受けようとする者または第8条第2項の規定による検査を受ける者は、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)

の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役または5万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項の規定による許可を受けずに遊泳用プールを開設した者

(2) 第10条の規定による命令に違反した者

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第3項の規定に違反した者

(2) 第9条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

(両罰規定)

第17条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人または人の業務に関して、前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても各本条の罰金刑を科する。

付 則

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に遊泳用プールを開設している者は、昭和51年6月30日までに第3条第1項の規定による許可を受けなければならない。

3 滋賀県使用料および手数料条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則 (平成12年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成27年条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

事故防止に係る通知等

- ・「プールの安全標準指針」（平成19年3月 文部科学省・国土交通省）
- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年3月31日 府子本第192号 外）
- ・「AEDの適正配置に関するガイドライン」（平成30年12月25日 一般財団法人日本救急医療財団）
- ・「水泳等の事故防止について」（令和5年4月27日付5ス庁第215号 スポーツ庁）
- ・「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止について」（令和5年6月7日事務連絡 こども家庭庁他）